

1. 議事日程（第1日目）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 施政方針説明
- 日程第 6 議案第 3号 上天草市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 4号 上天草市内野河内コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 5号 上天草市人権擁護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 6号 上天草市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第 7号 上天草市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第 8号 上天草市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第 9号 上天草市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第10号 上天草市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第11号 令和4年度上天草市一般会計補正予算（第13号）
- 日程第15 議案第12号 令和4年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第13号 令和4年度上天草市診療所特別会計補正予算（第4号）
- 日程第17 議案第14号 令和4年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第18 議案第15号 令和4年度上天草市天草四郎ミュージアム特別会計補正予算（第3号）
- 日程第19 議案第16号 令和4年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第20 議案第17号 令和4年度上天草市水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第21 議案第18号 令和4年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第4

号)

| | | |
|---------|-----------|---------------------------------------|
| 日程第 2 2 | 議案第 1 9 号 | 令和 5 年度上天草市一般会計予算 |
| 日程第 2 3 | 議案第 2 0 号 | 令和 5 年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算 |
| 日程第 2 4 | 議案第 2 1 号 | 令和 5 年度上天草市診療所特別会計予算 |
| 日程第 2 5 | 議案第 2 2 号 | 令和 5 年度上天草市介護保険特別会計予算 |
| 日程第 2 6 | 議案第 2 3 号 | 令和 5 年度上天草市斎場特別会計予算 |
| 日程第 2 7 | 議案第 2 4 号 | 令和 5 年度上天草市天草四郎ミュージアム特別会計予算 |
| 日程第 2 8 | 議案第 2 5 号 | 令和 5 年度上天草市後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第 2 9 | 議案第 2 6 号 | 令和 5 年度上天草市電気事業特別会計予算 |
| 日程第 3 0 | 議案第 2 7 号 | 令和 5 年度上天草市水道事業会計予算 |
| 日程第 3 1 | 議案第 2 8 号 | 令和 5 年度上天草市下水道事業会計予算 |
| 日程第 3 2 | 議案第 2 9 号 | 令和 5 年度上天草市立上天草総合病院事業会計予算 |
| 日程第 3 3 | 議案第 3 0 号 | 市道路線の廃止及び認定について |
| 日程第 3 4 | 議案第 3 1 号 | 財産の取得について |
| 日程第 3 5 | 議案第 3 2 号 | 和解について |
| 日程第 3 6 | 議案第 3 3 号 | 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について |
| 日程第 3 7 | 同意第 1 号 | 上天草市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第 3 8 | 同意第 2 号 | 上天草市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第 3 9 | 同意第 3 号 | 上天草市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第 4 0 | 同意第 4 号 | 上天草市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第 4 1 | 同意第 5 号 | 上天草市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第 4 2 | 同意第 6 号 | 上天草市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第 4 3 | 同意第 7 号 | 上天草市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第 4 4 | 同意第 8 号 | 上天草市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第 4 5 | 同意第 9 号 | 上天草市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第 4 6 | 同意第 1 0 号 | 上天草市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第 4 7 | 同意第 1 1 号 | 上天草市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第 4 8 | 報告第 1 号 | 専決処分の報告について【工事請負契約の変更について】 |
| 日程第 4 9 | 報告第 2 号 | 専決処分の報告について【工事請負契約の変更について】 |
| 日程第 5 0 | 報告第 3 号 | 専決処分の報告について【工事請負契約の変更について】 |
| 日程第 5 1 | 報告第 4 号 | 専決処分の報告について【工事請負契約の変更について】 |

2. 本日の出席議員は次のとおりである。（15名）

議長 桑原 千知
1 番 北垣 洋 2 番 井手口隆光 3 番 木下 文宣
4 番 何川 誠 5 番 塩田 真一 6 番 嶋元 秀司
7 番 田中 辰夫 8 番 何川 雅彦 9 番 宮下 昌子
1 0 番 西本 輝幸 1 1 番 高橋 健 1 2 番 小西 涼司
1 3 番 新宅 靖司 1 5 番 田中 万里

3. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

な し

4. 会議事件説明のため出席した者の職・氏名

| | | | |
|-------------|-------|-------------|-------|
| 市 長 | 堀江 隆臣 | 副 市 長 | 村田 一安 |
| 教 育 長 | 高倉 利孝 | 総 務 部 長 | 山下 正 |
| 市 民 生 活 部 長 | 水野 博之 | 経 済 振 興 部 長 | 山本 一洋 |
| 企 画 政 策 部 長 | 坂田 結二 | 建 設 部 長 | 岩永 裕一 |
| 健 康 福 祉 部 長 | 濱崎 裕慈 | 教 育 部 長 | 赤瀬 耕作 |
| 上天草総合病院事務部長 | 須崎 朝幸 | 水 道 局 長 | 桑原 成明 |

5. 職務のため出席した者の職・氏名

| | | | |
|-------------|-------|---------|-------|
| 議 会 事 務 局 長 | 山川 康興 | 局 長 補 佐 | 山崎 大勝 |
| 主 幹 | 四丸 雄介 | 主 事 | 松原ちひろ |

開会 午前10時00分

○議長（桑原 千知君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第2回上天草市議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（桑原 千知君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、11番、高橋健君。15番、田中万里君を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議長（桑原 千知君） 日程第2、会期の決定については、議会運営委員会が開催され、会期日程などについて審査されておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（何川 雅彦君） おはようございます。

令和5年第2回上天草市議会定例会にあたり、議会運営委員会を開催し、会期日程等会議の運営について審査いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

会期日程につきましては、配付しております定例会日程表のとおり、本日2月24日は、開会、提案理由説明、3月6日が、議案質疑及び委員会付託を行います。常任委員会は、予算決算常任委員会が3月6日と14日の2日間、その他の常任委員会が3月7日から9日までの3日間開催することとし、一般質問は3月13日、14日の2日間行います。3月17日を最終日として、委員長報告、採決、閉会とすることに決定いたしました。

今期定例会に付議されます議案等は46件、その内訳は、条例8件、当初予算11件、補正予算8件、同意11件、その他8件です。議案等の取扱いにつきましては、付託委員会及び議事日程等慎重に審査し、全議案を本会議へ上程することに決定いたしました。なお、議案第32号は、簡明な案件でありますので、また、同意第1号から同意第11号は、人事案件でありますので、委員会への付託を省略し、3月6日の本会議で、質疑討論を経て採決することに決定いたしました。最後に、閉会中の継続審査及び調査の申出を行うことを決定しましたことを御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（桑原 千知君） お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から3月17日までの22日間と決定いたしました。

日程第 3 諸般の報告

○議長（桑原 千知君） 日程第3、諸般の報告を行います。

令和4年12月定例会以降の報告事項は、御手元に配付のとおりです。資料等について必要な方は議会事務局で閲覧願います。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第 4 行政報告

○議長（桑原 千知君） 日程第4、行政報告。

市長から、行政報告の申出がありました。これを許します。

堀江市長。

○市長（堀江 隆臣君） おはようございます。

令和5年第2回市議会定例会の開催にあたり、12月定例会以降の行政の主な取組につきまして、その概要を報告いたします。

初めに、総務部門でございます。

消防・防災につきましては、1月4日に、消防団員約380名に出動いただき、新春恒例の上天草市消防出初式を松島総合運動公園野球場において開催いたしました。新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、規模を一部縮小し、式典及び通常点検を実施いたしました。今後も、引き続き、関係機関の協力を得ながら消防力の向上に努めてまいります。

次に、企画政策部門でございます。

SDGsの取組につきましては、カーボンニュートラルを推進するため、1月11日に、ユニテッドトヨタ熊本株式会社と、2月2日に、日産自動車株式会社、熊本日産自動車株式会社及び日産プリンス熊本販売株式会社との間において、電動車等の積極的な活用などによる持続可能なまちづくりの実現に向けた包括連携協定を締結しました。今後は、協定書に基づき、カーボンニュートラルを初めとしたSDGsの推進等に取り組んでまいります。

また、SDGsに関する普及啓発につきましては、市民向け、企業向け、上天草高校生向けの各研修を1月下旬から2月上旬にかけて実施し、合計125人の方に御参加をいただきました。今後、SDGsの普及啓発用に市民向けのパンフレットの作成や動画の制作なども予定しており、これらを活用しながら、SDGsについて市民の理解が深まるよう取り組んでまいります。

移住促進につきましては、令和3年度に、空き家等の適正な管理、発生抑制、利活用に関して連携協定を締結した一般社団法人古民家再生協会熊本及び全国空き家アドバイザー協議会熊本県上天草支部と連携し、2月22日に、行政区長を対象とした空き家対策研修会を開催しました。今後も、地域と連携し、空き家の発生抑制、利活用の推進などによる移住促進施策に取り組んでまいります。

離島振興につきましては、昨年11月18日の離島振興法の改正を受け、熊本県において、今年度内を目指し、離島振興計画を策定される予定であり、湯島地域等への意見聴取を行った上で、上天草市の離島振興計画案を提出したところです。今後は、本市の意見を踏まえた熊本県離島振興計画に基づき、離島地域の振興に取り組んでまいります。

デジタル化の推進につきましては、2月14日、崇城大学IoT・AIセンターが構築する最先端テクノロジーを活用した地域DXを推進するためのプラットフォームへの参加を表明しまし

た。このプラットフォームでは、異業種分野との交流が可能となり、本市にとって、DX推進の原動力として、課題解決に向けた取組にチャレンジする好機と考えているところです。

行政改革の推進につきましては、行政改革推進委員会に諮問していた支所・出張所のデジタル化、ほか1件について、2月21日、同委員会の星合会長から答申がありました。答申を踏まえ、時代にふさわしい行政サービスが提供できるよう、デジタル技術を活用しながら行政改革に取り組んでまいります。

次に、経済振興部門でございます。

昨年7月から商工会において実施しましたプレミアム商品券事業につきましては、販売実績が92.8%で、そのうち実際に換金まで行われた最終実績が99.8%、4億6,937万5,000円となりました。

観光事業につきましては、今年は、九州オルレ松島コースが認定10周年を迎えたことから、記念式典とウォーキングイベントを開催し、イベントには韓国からのツアーを含む230人の参加があり、コロナ禍前のような賑いが見られました。

農林事業につきましては、大矢野川の冠水対策となる大矢野庁舎付近の堆積土砂撤去工事に着手し、1月20日に住民説明会を行いました。撤去工事完了後は、測量と調査を実施し、さらなる対策を検討してまいります。

また、農業関係の表彰につきましては、豊かなむらづくり全国表彰事業において、JAあまくさ女性部大矢野総支部が農林水産大臣賞を受賞されました。熊本県農業コンクール大会においては、地域能力部門で、優良賞とグリーン農業賞を農事組合法人大矢野有機農産物供給センターが受賞され、熊本県花卉品評会においては、藤島幹大さんの大輪キクが農林水産大臣賞を、ほか3名の方も熊本県知事賞等を受賞されました。本市の農業者の熱意や栽培技術が認められ、各賞の受賞に至りました。引き続き、生産者等との連携をし、本市の基幹産業である農業の振興に努めてまいります。

次に、建設部門でございます。

熊本県が整備する熊本天草幹線道路につきましては、大矢野道路着工式が、2月4日に大矢野総合体育館で多くの御来賓に御臨席をいただき盛大に開催されました。2028年度の完成に向けて、市としましても、引き続き必要な支援を行ってまいります。

市道等の整備につきましては、国の第2次補正予算において、橋梁維持工事事業、道路維持事業、舗装補修事業及び自転車通行空間整備事業が計画承認と補助金等の内示を受けましたので、地域の安心安全な生活の確保のため、当該事業の実施に取り組んでまいります。

次に、市民生活部門でございます。

マイナンバーカードの取得促進につきましては、時間外、休日窓口の開設のほか、管内企業、行政区、老人会等へのお出張出前申請の取組を行っており、1月末現在、1万4,224人への交付が完了し、交付率は55.45%となっております。今後も、出張出前申請の機会や時間外窓口の開設に継続して取組み、マイナンバーカードの普及促進に努めてまいります。

令和3年9月から開始した証明書等コンビニ交付サービス事業につきましては、令和4年一年間の月平均利用件数としては、110件となっております。引き続き、窓口の混雑緩和、市民の利便性向上を目的として、サービスの利用促進に努めてまいります。

次に、健康福祉部門でございます。

第4期上天草市地域福祉計画、地域福祉活動計画につきましては、1月23日に開催された地域福祉計画策定委員会において計画素案を作成し、パブリックコメントを実施するなど、3月中の計画策定に向けて取り組んでまいります。1月31日に、民生委員・児童委員及び主任児童委員の感謝状伝達式を行い、令和4年11月30日で任期満了により退任をされました34名に対して、厚生労働大臣及び熊本県知事からの感謝状を伝達し、上天草市から記念品を贈呈いたしました。

エネルギー食品価格等物価高騰対策支援金につきましては、2月10日現在、障害事業者7ヶ所に123万8,000円、医療機関22か所に572万6,000円、介護事業者55か所に1,019万1,000円を交付しました。また、保育所等13か所につきましては、交付の準備を進めているところです。

国において創設された出産子育て応援交付金事業につきましては、妊娠期から出産子育てまで一貫した支援として、保健師等が面談や情報発信等を行う伴走型相談支援と、妊娠時及び出生時に各5万円を支援する出産子育て応援給付金については、令和4年4月以降に、妊娠届出をされた方及び出産された方を対象として案内通知を送付するなど給付手続を進めてまいります。

次に、教育部門でございます。

令和5年4月に大矢野中学校と学校統合をいたします維和中学校の閉校式を3月4日に開催し、併せて維和中学校閉校記念事業実行委員会による閉校記念碑の除幕式が催されます。

中北小学校及び上小学校の屋内運動場の大規模改修事業につきましては、屋根の吹き替えや床の張り替えなどの改修、新たに、多目的トイレとスロープの整備を行い、2月末で事業が完了します。この改修事業に、学校施設のバリアフリー化が図られ、児童の体育館の授業等における安全が確保されます。

社会教育事業につきましては、1月3日に、松島総合センターアロマにおきまして、きなっせ上天草二十歳の記念式典を開催しました。式典には、今年度、新たに二十歳を迎える対象者286人のうち218人が出席し、各町の代表者による二十歳の主張や恩師からのビデオメッセージの上映が行われました。

天草パールラインマラソン大会につきましては、第51回大会を、3月11日、12日に、実際にコースを走る大会としては4年ぶりに開催をいたします。新型コロナウイルス対策として、2日間に分けて、11日に4.2キロの部、翌12日にはハーフの部を実施する予定で、参加予定者数は4.2キロの部が1,005人、ハーフの部が712人で、合計1,717名の方に御参加をいただく予定です。

最後に、水道部門でございます。

1月24日から25日の寒波の影響により、多数の漏水が発生をいたしました。市民からの

報告や指定工事店の応急修理、職員の漏水調査などの対応により、大規模断水は回避することが出来ました。なお、今回の寒波により、多くの御家庭へ給水装置が漏水被害を受けられたことから、料金の減免を実施いたします。引き続き、市民の皆様方に安心安全な水道水の安定供給に取り組んでまいります。

以上で、行政報告を終わらせていただきます。

○議長（桑原 千知君） これで、行政報告は終わりました。

日程第 5 施政方針説明

○議長（桑原 千知君） 日程第5、施政方針説明。

市長から、施政方針説明の申出がありました。これを許します。

堀江市長。

○市長（堀江 隆臣君） 令和5年第2回市議会定例会の開催にあたりまして、施政方針を申し上げ、議員各位並びに市民の皆様への御理解と御協力を賜りたいと存じます。

まず、初めに、昨今から、新型コロナウイルス感染症につきましては、依然として完全な終息を見通せない状況ですが、先月下旬頃から、県内の感染状況としては減少傾向で推移しており、政府においては、感染症法上の位置づけを、特段の事情が生じない限り、ゴールデンウィーク明けの5月8日から、現在の2類相当から季節性インフルエンザと同じ5類に引き下げることを正式決定するなど、平時を取り戻す動きが加速しています。こうした状況を踏まえ、国内外の観光需要の回復などが期待される中、本市においては、ポストコロナ、アフターコロナに向けた社会経済活動の変化を見据え、これまで以上にデジタル技術を積極的に活用しながら、住民サービスの向上と地域経済の活性化に資するよう多角的な事業展開に一層努めてまいります。

また、5年度は、10か年にわたる上天草市第2次総合計画の最終年度であり、計画の総仕上げとして、各施策や事業を着実に推進し、魅力あるまちづくりをさらに進めてまいります。併せて、国から選定された2022年度SDGs未来都市として、昨年7月に策定した上天草市SDGs未来都市計画に掲げた各種取組も本格化させ、豊かな自然環境を守り生かしながら、市民の皆様への暮らしやすさの充実に努めてまいります。

さて、来年度の地方財政計画においては、前年度を上回る地方一般財源総額が確保され、地方税等が増収となり、地方交付税総額は増額となりました。しかしながら、歳入の約4割を地方交付税に依存し、自主財源に乏しい本市にあつては、引き続き厳しい財政運営を強いられることが予想されます。したがって、令和5年度の予算編成にあたっては、確実な歳入確保に努めるとともに、全ての事務事業について精査検証を行いました。その上で、令和5年度に発行期限を迎える合併特例債や国の補助金を最大限有効に活用することを念頭に置き、本市における喫緊の課題解決のために優先的に取り組むべき事業を計上いたしました。その結果、令和5年度は、一般会計の歳入歳出予算総額は、211億7,528万2,000円となり、前年度比8.8%、17億887万

6,000円の増となりました。

令和5年度の主な施策につきましては、各部門の方針の中で御説明申し上げます。

まず、総務部門でございます。

公共施設のマネジメントにつきましては、上天草市公共施設等総合管理計画に基づき、施設総量の減量化に向けて、不要になった施設の解体を進めつつ、公共施設の複合化・集約化などを推進してまいります。また、行政運営上不要な土地や建物は積極的に売却、または、貸付けを行うなど、市有財産の有効な利活用を図ってまいります。

防災につきましては、近年、全国的にも大規模な自然災害が発生しており、本市といたしましても、激甚化する自然災害の発生状況を鑑み、自主防災組織を中心とした自主運営避難所の開設訓練など、各関係機関と連携した防災訓練をこれまで実施してきました。引き続き、自然災害に対する備えとして、大規模災害を想定した総合防災訓練を実施するとともに、自主防災組織との連携を図りながら、自主運営避難所の拡充を図り、市民の安心安全の確保に努めてまいります。

消防につきましては、防災などに対する市民の期待が高まっており、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を一層図る必要があることから、引き続き、基本団員・機能別団員及び女性消防隊員の確保に努めるとともに、老朽化した消防格納庫や消防積載車などを計画的に整備し、消防活動の充実を図ってまいります。

次に、企画政策部門でございます。

令和5年度で最終年度を迎える第2次総合計画にかわる第3次総合計画につきましては、DXやSDGsなど時代の潮流に応じたまちづくりの方向性を示すため、今年度から市民アンケートなどの基礎調査に着手しており、今後、これらの結果を踏まえた基本構想や基本計画など上天草市振興計画審議会の中で議論を重ねていただくなど、令和5年度中の策定に向け、所要の事務に取り組んでまいります。併せて国において、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略が、デジタル田園都市国家構想総合戦略として、抜本的に改定されたことを受け、デジタルの力を活用した地方の社会課題解決に向けた取組も勘案した本市版のデジタル田園都市国家構想総合戦略としての改定作業も、令和5年度中に取り組んでまいります。

ワーケーションの推進につきましては、地方創生推進交付金を活用した上天草市ワーケーション事業を継続して実施するとともに、デジタル田園都市国家構想推進交付金を活用したワーケーション施設整備支援事業を実施してまいります。これらの事業の実施により、ワーケーション環境を整備し活用してもらうことで、関係人口を創出し、移住の促進につなげ、持続可能なまちづくりの実現を図ってまいります。

宮津地区将来構想の推進につきましては、これまで実施した民間事業者へのサウンディングなどの基礎調査などを参考として、市議会宮津地区将来構想調査特別委員会などから御助言をいただきながら、当該構想の具体化として事業実現に向けたロードマップを示した基本計画を策定してまいります。

公共交通につきましては、本年3月に公共交通のマスタープランとなる上天草市地域公共交通

計画を策定することとしています。今後は、策定した計画に基づき、交通事業者をはじめとする地域の関係者と協議検討を行いながら、公共交通の改善や移動手段の維持確保に取り組むとともに、地域にある輸送資源を有効活用しながら、利用者ニーズに対応してまいります。

八代・天草シーライン構想につきましては、早期の実現を目指し、熊本県八代・天草シーライン建設促進協議会による国への要望活動への参加をはじめ、地元民間期成会の活動を支援しつつ、行政期成会議員連盟及び民間期成会との連携を深めながら、さらなる機運の醸成を図ってまいります。

本市のデジタル化につきましては、デジタル技術の活用による住民サービスの向上や業務効率化など、社会の要請であるデジタル社会を確立できるよう、市民の利便性向上を目指し、上天草市版デジタルトランスフォーメーション推進計画に基づき、デジタル改革や行政改革を一体的に進めてまいります。

次に、経済振興部門でございます。

観光振興につきましては、現在新型コロナウイルス感染症に対する対応もウイズコロナのフェーズに完全に移行してきており、まずは、観光客をコロナ前の水準に戻すためのプロモーションに努めてまいります。また、コロナ禍の中で発展したスマートフォンの位置情報などを使用するロゲーニングを活用した周遊促進イベントやアウトドアを前面に出していき、先ほどのワーケーション事業なども複合的に織り交ぜながら、本市への誘客を図ってまいります。そのほか、姫戸・龍ヶ岳地域への新たな周遊を促すアクティビティスポットとして、姫戸白嶽森林公園に整備を計画しているジップラインも、いよいよ本体工事に着手することとしております。

天草四郎ミュージアムにつきましては、新たな試みとして、スマホやタブレットで館内を案内するシステムを導入し、多様性のある案内で入館者の利便性の向上を図ってまいります。

ふるさと応援寄附金事業につきましては、令和5年度の目標を、前年度に引き続き8億円とし、さらなる返礼品の充実、効果的なプロモーションに取り組んでまいります。

商工振興・地場企業の育成支援につきましては、これまでの取組を継続しつつ、市外からの新たな労働力確保の支援として、事業者の新規雇用者に対する住居手当の助成事業を創設いたします。また、昨今の燃料費の高騰に直面している運送事業者を支援するとともに、SDGs未来都市を目指す本市の取組の一つとして、化石燃料を大量に使用する運送事業者の脱炭素を促進する運送事業者の省エネ車両への買換え促進事業を創設いたします。また、市内での経済循環につながる将来的なデジタル地域通貨の運用を視野に、デジタル商品券発行システムの開発を進め、コロナ禍で疲弊した飲食店支援と併せてシステムユーザーの増加を目指すデジタルプレミアム食事券発行事業に取り組んでまいります。

海運振興対策事業につきましては、引き続き、上天草市海運業次世代人材育成推進協議会を中心に船員確保の取組を進め、これまでの支援を継続し、本市の基幹産業である海運業の振興を図ってまいります。

農林水産業の振興につきましては、ただいまの海運業とともに、本市の基幹産業であり、本市

の特性が生かせる産業として、人が定住するために欠かせない働く場・雇用の場となり、人口流出・人口減少に歯止めをかけられるよう、国及び県補助金等を活用した生産基盤などの強化を図り、経営の安定化、就業者の確保に向けて、地域や関係団体と連携して取り組んでまいります。

まず、農業振興につきましては、農業が有する国土保全や景観保全等の多面的機能の維持発揮のため、日本型直接支払い制度などを活用し、地域農業者の自主的な取組を支援してまいります。また、営農継続の基盤となる農地と耕作者を結びつける人農地プランの作成を完了させて、地域計画に移行し、担い手への農地集積を進め、耕作放棄地の発生を防止します。

農林水産物のブランド化・販売促進につきましては、上天草さんば一を核として事業推進に取り組んでまいります。

農業生産基盤の整備につきましては、圃場や農道・水路・排水機場等の各種施設の整備・更新・維持管理について、国県の補助事業を活用した事業を中心に取り組んでまいります。

特に、新たな優良生産基盤となる大矢野町京の島地区の県営基盤整備事業は、令和7年度末の完了を目指して事業を進めてまいります。また、近年の気候・地形・生活の変化により多発している低地の浸水につきましては、箇所ごとの原因調査を進め、適切な対応策を選定し、農業被害の軽減及び住民生活の安心安全を実現していくこととしており、令和5年度は、維和蔵々地区の調査設計を予定しております。

有害鳥獣対策につきましては、イノシシが農地のみならず住宅地への出没も増えており、また、カモ等の鳥害も増加していることから、猟友会と連携し、捕獲用箱罠の設置、銃による駆除、一斉捕獲の実施を進め、農作物の被害軽減及び住民生活の安全確保に取り組んでまいります。

林業振興につきましては、森林環境譲与税を有効活用し、森林経営管理法に基づき、森林経営管理に関する意向調査を継続し、皆伐・間伐等の促進を図り、森林の適切な管理、林業の成長産業化のほか、SDGsに寄与するよう取り組んでまいります。また、松くい虫の被害拡大防止対策として、薬剤の地上散布の回数拡大や薬剤の樹幹注入、徹底した伐倒、薬剤処理を実施してまいります。

水産振興につきましては、水産資源の減少に伴う漁獲の減少対策として、地元漁協など関係団体と連携し、クルマエビなどの種苗放流や漁場造成を継続的に実施するとともに、赤潮により被害を受けた養殖業者の方々の事業再建に向けた支援に取り組んでまいります。また、行政の担い手を育成・確保するため、新たな新規就業者支援に併せて取り組んでまいります。

漁港施設につきましては、継続的に実施しています水産物供給基盤機能保全事業として、牟田漁港・大道漁港の機能保全対策工事を実施するとともに、小屋河内漁港・千束漁港の機能保全計画の見直しを行い、施設利用者が安心して利用できるよう施設機能の保全に努めてまいります。

港湾海岸保全施設につきましては、新たに海岸メンテナンス事業として、過年度に策定した長寿命化計画に基づき、上天草港海岸保全施設の対策工事を実施するとともに、施設の定期点検及び計画の見直しを行い、海岸背後地の人命・資産等の防護に努めてまいります。

次に、建設部門でございます。

市道の舗装補修事業につきましては、市単独事業と併せて国の社会資本整備総合交付金も活用しながら、引き続き重点事業として事業を実施し、市道の安全性や利便性の向上に努めてまいります。

橋梁補修事業につきましては、国の道路メンテナンス事業補助金を活用し、順次、補修工事を実施しており、令和2年度から補修工事に着手している野釜大橋につきましては、令和5年度に工事完了を予定しています。併せまして、橋梁点検を実施しながら、補修が必要であると判断された橋梁につきましては、当該補助金を活用し、補修工事を進めてまいります。

通学路等の安全対策につきましては、交通安全プログラムに示された危険箇所に対し、交通安全施設対策事業を実施し、子供が安心して通学できるよう安全性の確保を図ってまいります。

熊本県が実施している熊本天草幹線道路の大矢野道路につきましては、今年度には、新大矢野トンネルの工事の契約も完了し、令和5年度から本格的な工事が予定されておりますので、大矢野道路の事業進捗に向けて、市としましても、引き続き必要な支援を行ってまいります。

生活排水処理対策につきましては、家庭から排出される生活排水による公共用水域の水質汚濁防止及び市民の皆様の住環境の向上を図るため、単独処理浄化槽や汲み取り槽から合併処理浄化槽への転換を推進し、県内でも下位に位置する汚水処理人口普及率の向上につなげてまいります。

下水道事業につきましては、処理場及び管渠について、ストックマネジメント計画に基づく改修工事を実施し、施設の長寿命化に取り組んでまいります。また、下水道事業の安定供給を図るため、経営の効率化及び健全化を進め、下水道経営基盤の強化に努めてまいります。

空き家等対策事業につきましては、上天草市空き家等対策計画に基づき、空き家の所有者に対し適切な維持管理を促すとともに、危険な空き家等につきましては、助成制度を利用した除去を推進することで危険な空き家の削減に努めてまいります。

民間住宅の耐震化や危険なブロック塀の撤去につきましては、引き続き国の交付金を活用した事業について市民の皆様への周知を行い、安心して暮らせる住まいづくりを支援してまいります。

市営住宅事業につきましては、上天草市公営住宅長寿命化計画に基づき、老朽化した住宅の外壁や屋根等の改修を実施し、入居者の方が安心して暮らせる環境づくりを進めてまいります。

次に、市民生活部門でございます。

環境衛生業務につきましては、本市のすばらしい自然環境を良好な状態で次世代に継承するため、昨年6月に上天草市ゼロカーボンシティ宣言を発出したところであり、市役所の業務における温室効果ガスの排出量の削減などを率先して図るほか、低炭素社会の実現に向けて様々な機会を通して啓発活動を行い、市民、事業者、行政が一体となった取組を推進してまいります。また、住宅用太陽光発電システムや蓄電システムの設置に対する支援を継続し、環境にやさしいまちづくりに取り組んでまいります。

ごみの減量化対策につきましては、さらなるごみの資源化・減量化を推進するため、天草圏域全体で連携して取り組むこととした生ごみの水切りの実践をはじめとして、各種団体・小中学校などを対象とした出前講座や広報紙などを最大限に活用し、市民の皆様意識改革に取り組んで

まいります。併せまして、本年1月に上天草市食品ロス削減推進計画を策定したところであり、資源物の分別や食品ロスの削減に向けた啓発、生ごみ処理機の設置支援などを通じて、ごみの資源化・減量化に努めてまいります。

海洋ごみ対策につきましては、海岸清掃等のボランティア活動に対する支援を行うとともに、海岸漂着物等地域対策推進事業を活用し、海岸漂着ごみの回収、発生抑制に取り組んでまいります。

天草広域連合が進めております新ごみ処理施設整備事業に関連した本市のごみ処理中継施設整備計画につきましては、ごみの運搬コストの削減や運搬方法などを比較検討した上天草市ごみ処理中継施設整備基本計画に基づき、市民の皆様への行政サービスが継続して行える体制を維持するため、引き続き検討を重ねてまいります。

市役所窓口の混雑緩和や個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードの有効活用を図るため、令和3年9月から開始した証明書等コンビニ交付サービスにつきましては、住民票、印鑑証明、税証明等の交付手数料を100円に引き下げる旨の条例改正議案を今議会に提出しております。今後も、引き続きマイナンバーカードの利便性を周知するとともに、さらなるカード取得率の向上に努めてまいります。

姫戸・龍ヶ岳地域の活性化につきましては、昨年3月に姫戸地域に着任いただいた地域おこし協力隊の活動支援をはじめ、龍ヶ岳地域における機運醸成、地域住民の各種団体と連携した地域の活性化に取り組んでまいります。

次に、健康福祉部門でございます。

地域福祉につきましては、住みなれた地域で安心して暮らせる支え合いのまち上天草を基本理念とする第4期上天草市地域福祉計画、地域福祉活動計画に基づき、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域共生社会の実現を目指してまいります。

障害福祉につきましては、障害のある方が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、障害福祉サービス、障害者自立支援事業及び障害者地域生活支援事業の提供体制の充実を図ってまいります。また、安心快適な暮らしづくりを目指し、第4期上天草市障がい者計画及び第7期上天草市障がい福祉計画、第3期上天草市障がい児福祉計画の策定に取り組んでまいります。

子供子育て支援につきましては、第2期上天草市子ども・子育て支援事業計画に基づき、子育て世帯に対して、よりきめ細やかなサービスとさらなる支援の充実を図ってまいります。また、子育て世帯への新たな支援策として、第2子保育料の完全無償化を実施するとともに、子供の成長に伴う経済的負担が増加する小中学校入学前の就学及び進学を支援する給付金等の支給について、今般の国の子供子育て政策の動向を注視しながら、令和5年度中の実施に向けて検討を進めてまいります。

特定健診につきましては、令和3年度受診率が34.3%と、前年度と比較し、3.2%上昇しました。本市の国民健康保険の疾病状況におきましては、生活習慣病が多くを占めていること

から、健康診断による早期発見・早期治療につなげるため、広報紙等による周知に加え、ウェブ予約システムの活用やA Iによる未受診者に対する受診勧奨などを強化し、受診者を増やすとともに、さらなる市民の健康づくりの推進を図ってまいります。

上天草市交流センタースパ・タラソ天草につきましては、市と指定管理者において、それぞれ役割を十分に果たしながら、施設及び機械設備等の改修を計画的に進めるとともに、市民の利用拡大、健康福祉の増進及び観光産業の振興に進めてまいります。

高齢者福祉につきましては、上天草市高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画の策定に取り組むとともに、多様な日常生活上の支援体制の充実強化及び高齢者の社会参加の推進を図る生活支援体制整備事業や、住民主体の通いの場の支援などの介護予防事業を通して、高齢者が住みなれた地域で健康に安心して暮らせることができるよう、地域包括ケアシステムの構築に努めてまいります。

次に、教育部門でございます。

教育委員会におきましては、本市教育の基本理念である、ふるさとに誇りを持ち未来を切り拓く人づくりを目指し、様々な事業に取り組んでまいります。

学校教育につきましては、学びを支える教育環境の充実、生きる力を育む学校教育の充実を基本方針とし、教育環境の整備に努めてまいります。

教育環境の充実につきましては、大矢野中学校教室棟や今津小学校屋内運動場の大規模改修など、施設マネジメント計画に基づく改修事業を適切に進めてまいります。

学校教育の充実につきましては、国のギガスクール構想の実現を目標とし、学校ICT施設整備の活用を推進させることにより、子供たちの学力向上はもとより、誰一人取り残されない学校教育の実現に向けて、その活用を加速させてまいります。なお、学習用タブレットにつきましては、子供たちの家庭での活用など、コンテンツを充実させ、家庭学習への活用も推進してまいります。

また、自立支援相談員やスクールソーシャルワーカー及び関係機関と連携することにより、不登校児童生徒の減少、未然防止策に努めるとともに、引き続き、特別支援学級の設置や就学援助等の支援を行いながら、困り感のある児童生徒への細やかな支援を行ってまいります。

さらに、学校運営協議会制度を活用し、学校・家庭・地域との協働連携による学びを支える教育環境の充実を実現させ、上天草市の未来を担う子供たちの生きる力と上天草を愛する心を育み、郷土に誇りを持ち、社会をたくましく生き抜く人材を育成してまいります。また、物価高騰などにより、子育て世代の経済的負担感が増大する中、その負担軽減を図るため、給食材料費について、高騰分を支援するとともに、市内小中学校に在籍する児童生徒の第2子以降に対しましては、給食費の2分の1の補助を実施することで、学校給食における保護者の皆様の負担軽減に取り組んでまいります。

社会教育につきましては、生涯学習の推進による地域の活性化、個性豊かな地域文化の振興及びスポーツ文化の振興による地域の活性化を基本方針として、生涯学習の充実やスポーツ活動の

推進に取り組んでまいります。

新大矢野図書館等整備事業につきましては、本体工事が本年3月下旬に完成する予定であり、現在は、今月契約を締結した新大矢野図書館外構整備工事及び天草四郎公園整備工事に着手したところであり、本年8月の完成に向け整備を進めるとともに、10月の供用開始に向けた蔵書の移設等の準備を進めてまいります。

スポーツ文化の振興につきましては、冒頭述べましたとおり、新型コロナウイルス感染症法上の位置づけが5類に移行されることに伴い、イベントや大会等の開催が多く見込まれることから、スポーツ振興及び各種大会の合宿誘致に積極的に取り組んでまいります。また、経年による施設の老朽化も見られることから、令和5年度は、総合スポーツ公園など4施設のグラウンド照明設備や松島総合運動公園野球場などの施設改修を行い、安心安全な施設利用の促進を図ってまいります。

最後に、水道部門でございます。

水道事業につきましては、今年度中に水道ビジョン経営戦略を策定し、新水道ビジョンに基づき持続可能で効率的な水道事業運営に取り組んでまいります。また、国の生活基盤耐震化交付金事業などを活用した主な耐震化事業として、引き続き、松島町合津地区の老朽管更新を推進し、耐震性の向上に努めるとともに、水道施設の維持管理や有収率の改善に取り組み、安心安全な水道水の安定供給に努めてまいります。

以上、部門ごとに施政方針を御説明申し上げましたが、今後も人口減少の進退に加え、昨今のコロナ禍や物価高騰による市民生活及び地域経済への影響などから、施政を取り巻く環境は予断を許さない状況にあることから、さらなる行財政改革を実施し、アフターコロナに対応した魅力あるまちづくりの推進と財政規律を堅持した持続可能な行財政運営の両立を図ってまいります。

市民の皆様並びに市議会議員各位におかれましては、より一層の御理解・御協力を賜りますようお願い申し上げます。施政方針の説明とさせていただきます。

令和5年2月24日、上天草市長、堀江隆臣。

ありがとうございました。

○議長（桑原 千知君） これで、施政方針説明は終わりました。

-
- | | | |
|--------|--------|---------------------------------------|
| 日程第 6 | 議案第 3号 | 上天草市手数料条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第 4号 | 上天草市内野河内コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第 5号 | 上天草市人権擁護に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第 6号 | 上天草市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 10 | 議案第 7号 | 上天草市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を |

- 定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 1 議案第 8 号 上天草市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 2 議案第 9 号 上天草市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運
営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定
について
- 日程第 1 3 議案第 1 0 号 上天草市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定に
ついて
- 日程第 1 4 議案第 1 1 号 令和 4 年度上天草市一般会計補正予算（第 1 3 号）
- 日程第 1 5 議案第 1 2 号 令和 4 年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補
正予算（第 3 号）
- 日程第 1 6 議案第 1 3 号 令和 4 年度上天草市診療所特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 1 7 議案第 1 4 号 令和 4 年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 1 8 議案第 1 5 号 令和 4 年度上天草市天草四郎ミュージアム特別会計補正予
算（第 3 号）
- 日程第 1 9 議案第 1 6 号 令和 4 年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第
3 号）
- 日程第 2 0 議案第 1 7 号 令和 4 年度上天草市水道事業会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 2 1 議案第 1 8 号 令和 4 年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算
（第 4 号）
- 日程第 2 2 議案第 1 9 号 令和 5 年度上天草市一般会計予算
- 日程第 2 3 議案第 2 0 号 令和 5 年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）予
算
- 日程第 2 4 議案第 2 1 号 令和 5 年度上天草市診療所特別会計予算
- 日程第 2 5 議案第 2 2 号 令和 5 年度上天草市介護保険特別会計予算
- 日程第 2 6 議案第 2 3 号 令和 5 年度上天草市斎場特別会計予算
- 日程第 2 7 議案第 2 4 号 令和 5 年度上天草市天草四郎ミュージアム特別会計予算
- 日程第 2 8 議案第 2 5 号 令和 5 年度上天草市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 2 9 議案第 2 6 号 令和 5 年度上天草市電気事業特別会計予算
- 日程第 3 0 議案第 2 7 号 令和 5 年度上天草市水道事業会計予算
- 日程第 3 1 議案第 2 8 号 令和 5 年度上天草市下水道事業会計予算
- 日程第 3 2 議案第 2 9 号 令和 5 年度上天草市立上天草総合病院事業会計予算
- 日程第 3 3 議案第 3 0 号 市道路線の廃止及び認定について
- 日程第 3 4 議案第 3 1 号 財産の取得について
- 日程第 3 5 議案第 3 2 号 和解について

日程第36 議案第33号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○議長（桑原 千知君） 日程第6、議案第3号から、日程第36、議案第33号までの以上31件を一括議題といたします。上程議案の説明を求めます。

市長。

○市長（堀江 隆臣君） 令和5年第2回上天草市議会定例会に提案をいたします議案につきまして、御説明いたします。

本定例会には、上天草市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてなどの条例議案8件、令和4年度上天草市一般会計補正予算（第13号）などの予算議案19件、市道路線の廃止及び認定についてなどのその他議案4件、上天草市農業委員会委員の任命につき同意を求めることの同意案件11件を提出しております。

同意案件を除く各議案の詳しい内容につきましては、所管部局長より説明をいたしますので、議員の皆様におかれましては、御審議をいただきまして、御承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（桑原 千知君） 次に、執行部から、順次、提案理由及び議案内容の説明を求めます。

まず、議案第3号を、総務部長。

○総務部長（山下 正君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

議案書1ページをお願いいたします。併せて説明資料1ページをお願いいたします。

議案第3号、上天草市手数料条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

この条例は、コンビニでの証明書等の交付を促すことで、市役所窓口の混雑緩和を図るとともに、個人番号カードの取得率及び利便性を向上するため、条例の規定の整備を行うものでございます。

内容といたしまして、第6条につきましては、個人番号カードを使用して、多機能端末機により交付を申請し、その交付を受ける場合、手数料の減免を行わない規定を追加するものでございます。別表第1につきまして、個人番号カードを使用して、多機能端末機により証明書の交付を申請し、その交付を受ける場合、戸籍全部事項証明書及び戸籍一部事項証明書の交付手数料については、1通につき300円とし、住民票の写し、戸籍の附票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑証明書、所得証明書及び課税台帳記載事項証明書の交付手数料については、1通につき100円に改正するものでございます。なお、この条例は、令和5年4月1日から施行することとしております。

提案理由といたしましては、市役所窓口の混雑緩和並びに個人番号カードの取得率及び利便性の向上を図るため、関係規定を整備する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（桑原 千知君） 次に、議案第4号を、経済振興部長。

○経済振興部長（山本 一洋君） おはようございます。

議案書3ページをお願いいたします。併せて説明資料4ページをお願いいたします。

議案第4号、上天草市内野河内コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

この条例は、上天草市内野河内コミュニティセンターに設置している洗濯室を廃止するため、関係規定を整備するものでございます。内容としましては、コインランドリーの普及や家庭用洗濯機の高性能化といった社会情勢の変化に伴い、利用者の需要が減少したため、上天草市内野河内コミュニティセンター内に設置している洗濯室を廃止するものでございます。

提案理由といたしましては、社会情勢の変化に伴う利用者の需要の変化を踏まえ、上天草市内野河内コミュニティセンターの洗濯室を廃止するため、関係規定を整備する必要があります。

これが、議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（桑原 千知君） 次に、議案第5号を、市民生活部長。

○市民生活部長（水野 博之君） おはようございます。よろしくをお願いいたします。

議案書5ページをお願いいたします。併せて説明資料の7ページをお願いいたします。

議案第5号、上天草市人権擁護に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

この条例は、熊本県部落差別事象の発生の防止及び調査の規制に関する条例が全部改正されたことを踏まえ、本市においても、差別に関する相談体制の充実を図るとともに、これまで以上に国の調査への協力を行うため関係規定を設けるものでございます。なお、この条例は、公布の日から施行することとしております。

提案理由といたしましては、本市の人権擁護に関する施策を、より一層推進する必要があるため、関係規定を整備する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（桑原 千知君） 次に、議案第6号から議案第10号までの5件を、健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱崎 裕慈君） おはようございます。よろしくをお願いいたします。

議案書6ページをお願いいたします。併せて説明資料8ページをお願いいたします。

議案第6号、上天草市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

この条例は、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、引用している同法の条項ずれを改めるなど、関係規定を整理するものでございます。なお、この条例は、令和5年4月1日から施行することとしております。

提案理由といたしましては、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行による子ども・子育て支援法の一部改正等に伴い、関係規定を整理する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

次に、議案書 7 ページをお願いいたします。併せて説明資料 9 ページをお願いいたします。

議案第 7 号、上天草市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

この条例は、令和 4 年 9 月に、静岡県牧之原市で発生した認定こども園の送迎バス置き去り死亡事案を受け、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたこと、また、民法及び児童福祉法に基づく親権者の懲戒権を削除するため、民法等の一部を改正する法律の一部施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令が公布されたことに伴い、関係規定を整備するものでございます。内容といたしまして、第 7 条の 2 につきましては、家庭的保育事業者等に対して、乳幼児の安全の確保を図るための安全計画の策定に関する事項を規定するものでございます。この改正は、令和 5 年 4 月 1 日から施行することとしております。

7 条の 3 につきましては、バスによる送迎にあたり、乗車・降車の際の乳幼児の所在の確認に係る安全管理の徹底に関する事項を規定するものでございます。この改正は、令和 5 年 4 月 1 日から施行することとしております。

13 条につきましては、民法などに基づく親権者の懲戒権が削除されたことに伴い、懲戒に係る権限の内容禁止に関する規定を削除するものでございます。この改正は、公布の日から施行することとしております。

第 14 条第 2 項につきましては、家庭的保育事業等における感染症、または、食中毒の発生等を防止するために講ずる措置について、その内容を具体的に規定するものでございます。この改正は、令和 5 年 4 月 1 日から施行することとしております。

提案理由といたしましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する条例等の施行による家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、関係規定を整備する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

次に、議案書 10 ページをお願いいたします。併せて説明資料 13 ページをお願いいたします。

議案第 8 号、上天草市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

この条例は、令和 4 年 9 月に、静岡県牧之原市で発生した認定こども園の送迎バス置き去り死亡事案を受け、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が一部改正されたため、関係規定を整備するものでございます。

内容といたしまして、第 6 条の 2 につきましては、放課後児童健全育成事業者に対して、児童の安全確保を図るための安全計画の策定に関する事項を規定するものでございます。

第6条の3につきましては、バスによる送迎にあたり、乗車及び降車の際の児童の所在の確認に係る安全管理の徹底に関する事項を規定するものでございます。

第12条の2につきましては、感染症、または、非常災害の発生時における利用者に対する支援の提供の継続的な実施及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務付属計画等の策定に関する事項を規定するものでございます。

第13条第2項につきましては、放課後児童健全育成事業所における感染症、または、食中毒の発生等を防止するために講ずる措置について、その内容を具体的に規定するものでございます。なお、この条例は、令和5年4月1日から施行することとしております。

提案理由といたしましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行による放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、関係規定を整備する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

次に、議案書13ページをお願いいたします。併せて説明資料15ページをお願いいたします。

議案第9号、上天草市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

この条例は、民法及び児童福祉法に基づく親権者の懲戒権を削除するため、特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が交付されたこと、また、特定教育保育施設等において、記録作成保存等を行う書面を展示的記録により行うことを可能とするため、特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令が公布されたことに伴い、関係規定を整備するものでございます。

内容といたしまして、第5条につきましては、特定教育保育施設が、教育保育給付認定保護者に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制等を電子的方法により提供することができることなどの規定を削除するものでございます。

第26条につきましては、民法などに基づく親権者の懲戒権が削除されたことに伴い、懲戒に係る権限の濫用禁止に関する規定を削除するものでございます。

第4章につきましては、第5条で削除した規定の内容に加え、特定教育保育施設等が作成する書面等にかえ、電子的記録を用いて、教育保育給付認定保護者に提供する場合の提供方法等に関する事項を規定するものでございます。なお、この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとしております。

提案理由といたしましては、特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令等の施行による特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、関係規定を整備する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

次に、議案書19ページをお願いいたします。併せて説明資料32ページをお願いいたします。

議案第10号、上天草市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

この条例は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行による健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金の支給額を40万8,000円から48万8,000円に改めるものでございます。なお、この条例は、令和5年4月1日から施行することとしております。

提案理由といたしましては、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行による健康保険法施行令の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（桑原 千知君） ここで、10分間休憩します。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（桑原 千知君） 休憩前に引き続き、会議を始めます。

次に、議案第11号を、総務部長。

○総務部長（山下 正君） よろしく願いいたします。

議案書20ページをお願いいたします。

議案第11号、令和4年度上天草市一般会計補正予算（第13号）について御説明いたします。

なお、事業費確定に伴う減額、100万円以下の増額の補正及び人件費の補正につきましては説明を省略させていただきます。

予算書1ページをお願いいたします。

歳入歳出それぞれ1億2,283万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を217億7,638万3,000円とするものでございます。

5ページをお願いいたします。

第2表の繰越明許費の補正は、15（款）総務費、10（項）総務管理費、公用車購入事業ほか36件、合計15億9,843万6,000円を令和5年度へ繰越して事業を実施可能とするものでございます。

7ページをお願いいたします。

第3表の債務負担行為の補正は、行財政情報サービス利用料ほか62件の債務負担行為の限度額を総額2億1,177万9,000円とするものでございます。これらは、市が将来経費を負担すべきも

のについて、あらかじめその内容を定めておくものでございます。

10ページをお願いいたします。

第4表の地方債の補正は、合併特例債を1億9,090万円増額するなど、起債限度額の合計を29億9,204万4,000円とするものでございます。

歳入の主なものについて御説明いたします。

13ページをお願いいたします。

45(款)10(項)10(目)地方交付税は、国の補正予算による変更決定を受け、1億3,330万1,000円を増額するものでございます。

55(款)分担金及び負担金、10(項)分担金は104万5,000円の増額でございます。主なものといたしまして、15(目)農林水産業費分担金が、県営京の島地区農業競争力強化農地整備事業受益者分担金150万円を増額するものでございます。

14ページをお願いいたします。

65(款)国庫支出金、15(項)国庫補助金は、1億5,880万9,000円の増額でございます。主なものといたしまして、10(目)総務費、国庫補助金が、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の通常分2,609万1,000円、重点交付金1億814万2,000円を増額するものでございます。30(目)土木費、国庫補助金が、交付決定額の確定及び国への追加要望額の内示を受け、社会資本整備総合交付金164万8,000円、道路メンテナンス事業補助金2,822万6,000円を増額するものでございます。

15ページをお願いいたします。

40(目)教育費、国庫補助金が、国の補正予算を受けた龍ヶ岳小学校屋内運動場改修工事の事業前倒し等に伴い、学校施設環境改善交付金1,006万7,000円を増額するものでございます。

16ページをお願いいたします。

70(款)県支出金、15(項)県補助金は8,013万1,000円の減額でございます。主なものといたしまして、10(目)総務費、県補助金が、高校再編整備に伴う通学支援に係る路線バス運行補助金520万7,000円を増額するものでございます。

17ページをお願いいたします。

25(目)農林水産業費県補助金が、農地集積集約化等対策事業の今年度事業の完了に伴い、機構集積協力金127万5,000円、国の補正予算で新たに創設された農業水利施設省エネルギー化推進対策補助金288万6,000円を増額するものでございます。

18ページをお願いいたします。

80(款)10(項)寄附金は、160万2,000円の増額でございます。主なものといたしまして、25(目)教育費、寄附金が、未来への夢をつなぐ天草五橋奨学金返還助成制度寄附金105万2,000円を増額するものでございます。

85(款)繰入金、15(項)基金繰入金は、4億5,000万円の減額でございます。主なものといたしまして、10(目)財政調整基金繰入金が、歳出予算との調整により、3億6,985万8,000

円を減額するものでございます。130（目）森林環境譲与税基金繰入金が194万7,000円を増額するものでございます。

19ページをお願いいたします。

95（款）諸収入、35（項）雑入は545万円の増額でございます。主なものといたしまして、15（目）雑入が、生活保護費返還金315万7,000円、上天草市地域公共交通活性化協議会負担金返還金123万7,000円を増額するものでございます。

20ページをお願いいたします。

99（款）10（項）市債は、2億80万円の増額でございます。これらは、事業費の確定等により、各市債を増減するものでございます。

歳出の主なものについて御説明いたします。

23ページをお願いいたします。

15（款）総務費、10（項）総務管理費は、1,378万9,000円の減額でございます。主なものといたしまして、15（目）財政管理費が、令和3年度分新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の精算金6,487万3,000円を増額するものでございます。

36ページをお願いいたします。

20（款）民生費、15（項）児童福祉費は5,619万3,000円の減額でございます。主なものといたしまして、25（目）母子父子福祉費が、母子生活支援施設の入居状況に応じて、母子生活支援施設等措置費195万9,000円を増額するものでございます。

38ページをお願いいたします。

25（款）衛生費、10（項）保健衛生費は2,696万9,000円の減額でございます。主なものといたしまして、30（目）環境衛生費が、本市のゼロカーボン施策の一環として、住宅用省エネルギー設備設置費補助金270万円を増額するものでございます。

40ページをお願いいたします。

35（款）農林水産業費、10（項）農業費は、531万3,000円を増額でございます。主なものといたしまして、20（目）農業振興費が、農地集積、集約化等対策対策事業の今年度事業の完了に伴い、225万9,000円を増額するものでございます。

41ページをお願いいたします。

30（目）農地費が、国の補正予算に係る県営京の島地区農業競争力強化農地整備事業負担金200万円、同事業の受益者負担金150万円、県営荒木浜地区水利施設等保全高度化事業負担金1,729万5,000円、農業水利施設省エネルギー化推進補助金216万4,000円を増額するものでございます。

43ページをお願いいたします。

35（款）農林水産業費、20（項）水産業費は、2,257万5,000円の減額でございます。主なものといたしまして、25（目）漁港建設費が、労務単価等の上昇や事業内容の調整により、串漁港成合津2号突堤機能保全工事測量設計業務委託料300万円、鷺浦漁港機能保全計画策定（見

直し) 業務委託料700万円、牟田漁港1号防波堤機能保全工事1,050万円を増額するものでございます。

44ページをお願いいたします。

40(款)10(項)商工費は、3,452万7,000円を増額でございます。主なものとして、15(目)商工振興費が、電子商品券発行システムを導入するためのデジタルプレミアム食事券発行運營業務委託料3,410万4,000円、運送業者に対し、事業用車両の省エネ型車両への転換に伴う車両購入費の一部を補助する運送事業者省エネ型車両等導入補助金750万円を増額するものでございます。

45ページをお願いいたします。

20(目)観光費が、天草四郎ミュージアム特別会計における財源不足分777万6,000円を一般会計から繰り出すものでございます。

46ページをお願いいたします。

45(款)土木費、15(項)道路橋梁費は1億2,625万円を増額でございます。主なものとして、10(目)道路維持費が、国の補正予算により前倒して実施する平隧道補修工事請負費(補助金)5,000万円、自転車通行空間整備工事(交付金)2,100万円を増額するものでございます。20(目)橋梁維持費が、国の補正予算により前倒して実施する大作山浦江後4号橋ほか、4橋補修調査設計業務委託料2,200万円を増額するものでございます。25(目)道路舗装費が、国の補正予算により前倒して実施する市道舗装工事(交付金)5,330万円を増額するものでございます。

47ページをお願いいたします。

45(款)土木費、30(項)都市計画費は389万5,000円の減額でございます。主なものとして、15(目)公園管理費が、カントリーパーク花海好の法面改修の工法変更に伴う工事費1,858万6,000円を増額するものでございます。

51ページをお願いいたします。

55(款)教育費、15(項)小学校費は、1億605万9,000円を増額でございます。主なものとして、10(目)学校管理費が、国の補正予算により前倒して実施する龍ヶ岳小学校屋内運動場改修工事の監理業務委託料521万5,000円、工事費1億7,673万7,000円を増額するものでございます。

57ページをお願いいたします。

70(款)諸支出金、20(項)基金費は、115万1,000円を増額でございます。主なものとして、137(目)未来への夢をつなぐ天草五橋奨学金返還助成基金費が、給付金の積立のため、積立金105万2,000円を増額するものでございます。

75(款)10(項)10(目)予備費は、歳入歳出予算額の調整のため2,726万9,000円を増額するものでございます。

以上が、令和4年度上天草市一般会計補正予算(第13号)の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（桑原 千知君） 次に、議案第12号から議案第14号までの3件を、健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱崎 裕慈君） よろしくお願いいたします。

議案書21ページをお願いいたします。

議案第12号、令和4年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）について御説明いたします。なお、100万円以下の補正及び人件費の補正につきましては、説明を省略させていただきます。

予算書58ページをお願いいたします。

歳入歳出それぞれ739万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を49億4,224万2,000円とするものでございます。

歳入の主なものについて御説明いたします。

63ページをお願いいたします。

10（款）10（項）国民健康保険税は123万7,000円の減額でございます。内容といたしまして、10（目）一般被保険者国民健康保険税が、新型コロナの影響による収入減に伴う減免により、現年度課税分を減額するものでございます。

30（款）県支出金、15（項）県補助金は161万6,000円の増額でございます。内容といたしまして、20（目）保険給付費等交付金が、新型コロナの影響による収入減に伴う減免措置に係る財政支援等により増額するものでございます。

55（款）繰入金、15（項）他会計繰入金は777万2,000円の減額でございます。内容といたしまして、10（目）一般会計繰入金が、令和4年度の基盤安定負担金保険者支援分等の交付対象事業費の決定により減額するものでございます。

歳出の主なものについて御説明いたします。

64ページをお願いいたします。

50（款）諸支出金、10（項）償還金及び還付加算金は、225万4,000円の増額でございます。内容といたしまして、26（目）県支出金返納金が、令和3年度の保険給付費等交付金、特別交付金について、特定健康診査及び特定保健指導等並びに上天草総合病院健康管理センターの保健事業の実績の確定により、超過交付分を返納するため増額するものでございます。

65ページをお願いいたします。

55（款）10（項）10（目）予備費は、歳入歳出予算の調整のため、882万5,000円を減額するものでございます。

以上が、令和4年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願います。

次に、議案書22ページをお願いいたします。

議案第13号、令和4年度上天草市診療所特別会計補正予算（第4号）について御説明いたします。なお、100万円以下の補正及び人件費の補正につきましては、説明を省略させていただきます。

予算書66ページをお願いいたします。

歳入歳出それぞれ1,382万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を7,159万2,000円とするものでございます。

歳入について御説明いたします。

71ページをお願いいたします。

10（款）10（項）事業収入は382万3,000円の減額でございます。内容といたしまして、10（目）事業収益事業収入が、患者数及び一人当たりの診療費の減少により国民健康保険診療報酬等を減額するものでございます。

25（款）繰入金、10（項）一般会計繰入金は1,000万円の減額でございます。内容といたしまして、10（目）一般会計繰入金が、歳出予算の減額により減額するものでございます。

歳出の主なものについて御説明いたします。

72ページをお願いいたします。

10（款）総務費、10（項）総務管理費は842万8,000円の減額でございます。主なものとして、20（目）医療費が、医薬材料費363万円の減額によるものでございます。

73ページをお願いいたします。

20（款）10（項）10（目）予備費は、歳入歳出予算の調整のため539万5,000円を減額するものでございます。

以上が、令和4年度上天草市診療所特別会計補正予算（第4号）の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願います。

次に、議案書23ページをお願いいたします。

議案第14号、令和4年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。なお、100万円以下の補正及び人件費の補正につきましては、説明を省略させていただきます。

予算書74ページをお願いいたします。

歳入歳出それぞれ9,637万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を41億7,424万6,000円とするものでございます。

77ページをお願いいたします。

第2表の債務負担行為の補正は、地域包括ケアシステムソフトウェア保守料のほか12件の債務負担行為の限度額を総額4,402万8,000円とするものでございます。これらは、市が将来経費を負担すべきものについて、あらかじめその内容を定めておくものでございます。

歳入の主なものについて御説明いたします。

80ページをお願いします。

10(款)保険料、10(項)介護保険料は2,034万2,000円の減額でございます。内容として、10(目)第1号被保険者保険料が、介護給付費の見込額の減少により特別徴収保険料を減額するものでございます。

20(款)国庫支出金、10(項)国庫負担金は1,652万2,000円の減額でございます。内容として、10(目)介護給付費負担金が、介護給付費の見込額の減少により減額するものでございます。

20(款)国庫支出金、15(項)国庫補助金は、466万5,000円の減額でございます。内容として、31(目)地域支援事業交付金介護予防事業が、介護予防日常生活支援総合事業の見込額の減少により321万9,000円を減額するものでございます。35(目)地域支援事業交付金包括的支援事業任意事業が、主に任意事業の見込額の減少により144万6,000円を減額するものでございます。

25(款)10(項)支払基金交付金は2,286万6,000円の減額でございます。内容として、10(目)介護給付費交付金が、介護給付費の見込額の減少により、1,939万円を減額するものでございます。20(目)地域支援事業交付金が、介護予防日常生活支援総合事業の見込額の減少により、347万6,000円を減額するものでございます。

30(款)県支出金、10(項)県負担金は1,040万9,000円の減額でございます。内容として、10(目)介護給付費負担金が、介護給付費の見込額の減少により減額するものでございます。

81ページをお願いいたします。

30(款)県支出金、20(項)県補助金は233万3,000円の減額でございます。主なものとして、10(目)地域支援事業交付金介護予防事業が、介護予防日常生活支援総合事業の見込額の減少により160万9,000円を減額するものでございます。

45(款)繰入金、10(項)一般会計繰入金が1,923万6,000円の減額でございます。主なものとして、10(目)介護給付費繰入金が、介護給付費の見込額の減少により897万6,000円を減額するものでございます。15(目)その他一般会計繰入金が、地域包括支援センター運営事業費の見込額の減少などにより793万2,000円を減額するものでございます。20(目)地域支援事業繰入金介護予防事業が、介護予防日常生活支援総合事業の見込額の減少によ

り160万8,000円を減額するものでございます。

歳出の主なものについて御説明いたします。

82ページをお願いいたします。

15(款)保険給付費、10(項)介護サービス等諸費は、5,547万6,000円の減額でございます。内容といたしまして、10(目)居宅介護サービス給付費が、通所介護サービス等の利用件数の減少などにより3,820万4,000円を減額するものでございます。20(目)施設介護サービス諸費が、施設介護サービス給付費の見込額の見込額の減少により1,017万6,000円を減額するものでございます。

83ページをお願いいたします。

40(目)居宅介護サービス計画給付費が、利用件数の増加により304万6,000円を増額するものでございます。60(目)地域密着型介護サービス費が、認知症対応型共同生活介護サービスの利用件数の減少などにより、1,014万2,000円を減額するものでございます。

15(款)保険給付費、15(項)介護予防サービス等諸費が、312万9,000円を増額でございます。主なものといたしまして、25(目)介護予防住宅改修費が、要支援認定者の住宅改修の利用件数の増加により155万1,000円を増額するものでございます。30(目)介護予防サービス計画給付費が、利用件数の増加により110万7,000円を増額するものでございます。

15(款)保険給付費、25(項)高額介護サービス費は100万3,000円の減額でございます。内容といたしまして、10(目)高額介護サービス費が、見込額の減少により減額するものでございます。

84ページをお願いいたします。

15(款)保険給付費、30(項)特定入所者入所者介護サービス等費は、1,846万4,000円の減額でございます。内容といたしまして、10(目)特定入所者介護サービス費が、利用件数の減少により減額するものでございます。

45(款)地域支援事業費、10(項)介護予防生活支援サービス事業費は1,287万3,000円の減額でございます。主なものといたしまして、10(目)サービス事業費が、生活支援サービス委託料の利用件数の減少により204万9,000円、総合事業サービス給付費の利用件数の減少により1,033万8,000円などを減額するものでございます。

以上が、令和4年度上天草市介護保険特別会計補正予算(第3号)の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(桑原 千知君) 次に、議案第15号を、経済振興部長。

○経済振興部長(山本 一洋君) 議案書24ページをお願いいたします。

議案第15号、令和4年度上天草市天草四郎ミュージアム特別会計補正予算(第3号)につい

て御説明いたします。なお、事業費確定に伴う減額、100万円以下の増額の補正につきましては、説明を省略させていただきます。

予算書86ページをお願いします。

歳入歳出の総額に増減はなく、歳入予算のみを補正するものでございます。

歳入について御説明いたします。

91ページをお願いします。

10(款)10(項)事業収入769万3,000円の減額でございます。内容といたしまして、10(目)営業収益事業収入が、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化したことによる入館者見込み数の減少に伴い入館料を減額するものでございます。

35(款)繰入金、10(項)一般会計繰入金は777万6,000円の増額でございます。内容といたしまして、10(目)一般会計繰入金が、主に入館料の減少に伴う財源不足分を一般会計から繰り入れるものでございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長(桑原 千知君) 次に、議案第16号を、健康福祉部長。

○健康福祉部長(濱崎 裕慈君) よろしくお願いたします。

議案書25ページをお願いいたします。

議案第16号、令和4年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について御説明いたします。なお、100万円以下の補正につきましては、説明を省略させていただきます。

予算書92ページをお願いいたします。

歳入歳出それぞれ2,461万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を5億1,046万2,000円とするものでございます。

歳入について御説明いたします。

97ページをお願いいたします。

25(款)繰入金、10(項)一般会計繰入金は2,461万6,000円の減額でございます。主なものといたしまして、15(目)保険基盤安定繰入金が、保険基盤安定負担金の確定に伴い2,448万5,000円を減額するものでございます。

歳出の主なものについて御説明いたします。

98ページをお願いいたします。

15(款)10(項)後期高齢者医療広域連合納付金は2,448万5,000円の減額でございます。内容といたしまして、10(目)後期高齢者医療広域連合納付金が保険基盤安定負担金の確定に伴い減額するものでございます。

以上が、令和4年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（桑原 千知君） 次に、議案第17号を、水道局長。

○水道局長（桑原 成明君） よろしく願いいたします。

議案書26ページをお願いいたします。

議案第17号、令和4年度上天草市水道事業会計補正予算（第4号）を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の1ページをお願いいたします。

第2条、予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

資本的支出予定額第4項、国庫補助金返還金を275万3,000円増額し、第1項、資本的支出予定額を7億5,669万3,000円とするものでございます。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額6億2,150万6,000円を6億2,425万9,000円に改め、過年度損益勘定留保資金6億594万7,000円を6億870万円に改めるものでございます。

詳細につきまして御説明いたします。

3ページをお願いいたします。

支出につきましては、1（款）資本的支出、4（項）、1（目）国庫補助金返還金275万3,000円の増額は、令和3年度に交付を受けた国庫補助金2件について、消費税及び地方消費税の申告により、当該補助金に係る消費税等相当額が確定したことから、消費税等相当額を国庫に返還する費用として追加するものでございます。

以上が、令和4年度上天草市水道事業会計補正予算（第4号）の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（桑原 千知君） 次に、議案第18号を、病院事務部長。

○病院事務部長（須崎 朝幸君） よろしく願いいたします。

議案書27ページをお願いいたします。

議案第18号、令和4年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第4号）を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の1ページをお願いいたします。

第2条令和4年度上天草市立上天草総合病院事業会計予算第3条に定めました収益的収入及び支出の予定額を、それぞれ1億8,651万7,000円増額し、40億3,706万9,000円とするものでございます。

詳細につきまして御説明いたします。

2ページをお願いいたします。

収入につきましては、1（款）病院事業収益、2（項）医業外収益は1億8,651万7,000円の増額でございます。内容といたしましては、2（目）補助金が、新型コロナウイルス感染症患者等入院病床確保事業費補助金の交付決定額を計上するものでございます。

支出につきまして御説明いたします。

1（款）病院事業費用、1（項）医業費用は7,202万円の増額でございます。内容といたしまして、2（目）材料費4,440万4,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、当該感染症に対する治療薬及び検査試薬等の薬品費が増加し、予算の不足が見込まれるため追加するものでございます。3（目）経費2,761万6,000円の増額は、燃料費等調整単価の上昇による電気料の増加及び医師確保に係る紹介料及び新型コロナウイルス感染症の拡大により画像診断に係る検査委託料等が増加し、予算の不足が見込まれるため追加するものでございます。

1（款）病院事業費用、11（項）1（目）予備費1億1,449万7,000円の増額は、予算調整によるものでございます。

1ページに戻りまして、第3条予算第10条に定めました棚卸資産の購入限度額を4,440万4,000円増額し、3億2,844万1,000円とするものでございます。

以上が、令和4年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第4号）の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（桑原 千知君） 次に、議案第19号を、総務部長。

○総務部長（山下 正君） よろしくをお願いいたします。

議案書28ページをお願いいたします。

議案第19号、令和5年度上天草市一般会計予算について御説明いたします。

予算書1ページをお願いいたします。

第1条にありますとおり、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ211億7,528万2,000円と定めるものでございます。

7ページをお願いいたします。

第2表の債務負担行為は、防災行政無線同報系整備工事管理委託料ほか2件の債務負担行為の限度額を、総額4億6,738万9,000円とするものでございます。

8ページをお願いいたします。

第3表の地方債は、起債の限度額の総額を35億8,879万円とし、利率、借入れ先、償還の方法を定めるものでございます。

歳入の主なものについて御説明いたします。

10ページをお願いいたします。

10(款)市税は、23億1,087万1,000円で、前年度比5,557万5,000円の増額でございます。こちらは、新型コロナウイルス感染症の影響が小さくなり、税収が回復傾向となることなどを見込んで増額するものでございます。

25(款)地方消費税交付金は、5億9,905万2,000円で、前年度比2,099万円の増額でございます。こちらは、過去の決算額等をもとに算出した金額を計上しております。

45(款)地方交付税は76億2,500万円で、前年度比7,000万円の増額でございます。こちらは、過去の交付実績等を踏まえて算出した金額を計上しております。

65(款)国庫支出金は23億5,455万1,000円で、デジタル田園都市国家構想交付金の増等により、前年度比1億2,453万6,000円の増額でございます。

70(款)県支出金は、14億6,973万1,000円で、選挙費委託金の増等により、前年度比8,866万円の増額でございます。

85(款)繰入金は、18億4,391万9,000円で、財政調整基金繰入金等の増等により、前年度比1億6,007万1,000円の増額でございます。

99(款)市債は、35億8,879万円で、前年度比11億5,341万円の増額でございます。こちらは、令和5年度に合併特例債の発行期限を迎えるにあたり、同起債の有効活用を図ることなどにより増額するものでございます。

歳出の主なものについて御説明いたします。

11ページをお願いいたします。

10(款)議会費は、1億4,178万3,000円で、前年度比877万5,000円の減額でございます。主なものといたしまして、議会中継放送運営業務委託料128万3,000円などを計上しているところでございます。

15(款)総務費は、20億3,404万5,000円で、前年度比2,719万3,000円の減額でございます。主なものといたしまして、行政区長業務委託料5,664万7,000円、窓口業務委託料5,802万5,000円、情報系端末等機器リプレイス設定委託料1,794万6,000円などを計上しているところでございます。

20(款)民生費は、57億9,285万6,000円で、前年度比102万1,000円の増額でございます。主なものといたしまして、障害者介護給付費9億8,359万8,000円、私立保育園等施設型給付費10億3,090万3,000円、後期高齢者医療広域連合への療養給付費負担金5億7,922万円などを計上しているところでございます。

25(款)衛生費は、17億8,629万円で、前年度比1億2,485万円の増額でございます。主なものといたしまして、公的病院等運営費補助金1億701万9,000円、一般廃棄物収集運搬業務委託料1億1,670万円、天草広域連合衛生費負担金4億8,613万1,000円などを計上しているところでございます。

35(款)農林水産業費は、10億1,815万4,000円で、前年度比3,816万3,000円の増額ござい

ます。主なものといたしまして、合津地区排水整備工事費7,193万1,000円、牟田漁港1号防波堤機能保全対策工事費1億円、大道漁港1号栈橋機能保全対策工事費2億3,100万円などを計上しているところでございます。

40(款)商工費は、9億4,841万4,000円で、前年度比1億1,783万5,000円の増額でございます。主なものといたしまして、ふるさと納税返礼品2億4,000万円、姫戸白嶽森林公園ジップライン整備工事費9,738万8,000円、天草四郎観光協会補助金3,368万5,000円などを計上しているところでございます。

45(款)土木費は、16億9,304万6,000円で、前年度比4億2,998万2,000円の増額でございます。主なものといたしまして、道路台帳システム化委託料1億7,412万7,000円、道路維持工事費9,650万円、野釜大橋補修工事費1億5,500万円などを計上しているところでございます。

50(款)消防費は、10億325万円で、前年度比2億3,527万5,000円の増額でございます。主なものといたしまして、天草広域連合消防費負担金4億7,253万5,000円、防災行政無線同報系整備工事費2億7,293万6,000円、防災行政無線設備保守点検委託料1,294万6,000円などを計上しているところでございます。

55(款)教育費は、34億1,621万9,000円で、前年度比8億761万2,000円の増額でございます。主なものといたしまして、大矢野中学校教室等改修工事費6億5,025万4,000円、大矢野総合スポーツ公園グラウンド照明設備改修工事費1億3,061万4,000円、松島総合運動公園グラウンド照明設備改修工事費4億9,733万2,000円などを計上しているところでございます。

60(款)災害復旧費は、1,346万4,000円で、前年度比1,301万4,000円の増額でございます。主なものといたしまして、市道下老岳2号線災害復旧工事高架判定業務委託料1,300万円などを計上しているところでございます。

65(款)公債費は、24億2,740万5,000円で、地方債元利償還金の減により前年度比2,341万3,000円の減額でございます。

70(款)諸支出金は、8億7,035万6,000円で、前年度比50万5,000円の増額でございます。

以上が、令和5年度上天草市一般会計予算の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(桑原 千知君) 次に、議案第20号から議案第22号までの3件を、健康福祉部長。

○健康福祉部長(濱崎 裕慈君) よろしくお願いいたします。

議案書29ページをお願いいたします。

議案第20号、令和5年度上天草市国民健康保険特別会計(事業勘定)予算について御説明いたします。

予算書173ページをお願いいたします。

第1条にありますとおり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億996万6,000円と定めるものでございます。

歳入の主なものについて御説明いたします。

178ページをお願いいたします。

10(款)国民健康保険税は、5億5,294万9,000円で、被保険者数の減少に伴う保険税総額の減少及び滞納繰越分の減少を見込み、前年度比4,162万2,000円の減額でございます。

30(款)県支出金は、34億2,689万7,000円で、保険給付費の増加を見込み、前年度比6,687万8,000円の増額でございます。

55(款)繰入金は、2億9,525万6,000円で、国保税減額世帯の減少等に伴う保険基盤安定繰入金の減少を見込み、前年度比661万2,000円の減額でございます。

65(款)諸収入は、3,462万3,000円で、保険税滞納繰越額の減少に伴う延滞金の減額を見込み、前年度比143万6,000円の減額でございます。

歳出の主なものについて御説明いたします。

179ページをお願いいたします。

10(款)総務費は、1,084万9,000円で、前年度比407万5,000円の減額でございます。主なものといたしまして、保険証更新に係る郵便料256万9,000円、国保連合会共同電算手数料296万5,000円、国保連合会会員負担金129万5,000円などを計上するものでございます。

15(款)保険給付費は、32億1,501万5,000円で、被保険者一人当たりの医療費の増加により、一般被保険者療養給付費などの増額を見込み、前年度比1,777万5,000円の増額でございます。

16(款)国民健康保険事業費納付金は、9億9,222万4,000円で、被保険者数の減少等により熊本県へ納付する事業費納付金の減少を見込み、前年度比548万9,000円の減額でございます。35(款)保健事業費は、5,471万4,000円で、前年度比59万4,000円の減額でございます。主なものといたしまして、後期高齢者健診事業委託料620万4,000円、特定健診事業委託料1,922万6,000円、特定健診受診率向上事業委託料470万2,000円などを計上するものでございます。

50(款)諸支出金は、1,347万4,000円で、前年度比2万1,000円の増額でございます。内容といたしまして、国民健康保険税過誤納還付金411万8,000円、上天草総合病院繰出金935万6,000円を計上するものでございます。

以上が、令和5年度上天草市国民健康保険特別会計(事業勘定)予算の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

次に、議案書30ページをお願いいたします。

議案第21号、令和5年度上天草市診療所特別会計予算について御説明いたします。

予算書193ページをお願いいたします。

第1条にありますとおり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,900万6,000円と定めるものでございます。

歳入の主なものについて御説明いたします。

197ページをお願いいたします。

10(款)事業収入は2,851万4,000円で、収益事業収入の減少により、前年度比160万2,000円の減額でございます。

21(款)県支出金は、787万9,000円で、熊本県僻地診療所運営事業補助金等の増加により、前年度比198万円の増額でございます。

25(款)繰入金は、2,142万9,000円で、前年度比742万4,000円の減額でございます。こちらは、診療所特別会計における財源不足分を一般会計から繰り入れるものでございます。

歳出の主なものについて御説明いたします。

198ページをお願いいたします。

10(款)総務費は、5,754万1,000円で、前年度比1,964万円の減額でございます。主なものといたしまして、診療所医師報酬等負担金1,622万4,000円、医薬材料費1,389万9,000円、歯科診療業務委託料325万円などを計上するもので、主な減額理由は、湯島僻地診療所及び看護師住宅の改修事業の完了によるものでございます。

15(款)公債費は、126万5,000円で、前年度比3万2,000円の増額でございます。こちらは、施設設備整備事業に係る地方債の元利償還金を計上するものでございます。

以上が、令和5年度上天草市診療所特別会計予算の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長(桑原 千知君) お諮りいたします。12時となりましたが、本案の説明が終了するまで会議を続けたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(桑原 千知君) 続けて説明をお願いします。

○健康福祉部長(濱崎 裕慈君) 次に、議案書31ページをお願いいたします。

議案第22号、令和5年度上天草市介護保険特別会計予算について御説明いたします。

予算書211ページをお願いいたします。

第1条にありますとおり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億7,498万5,000円と定めるものでございます。

歳入の主なものについて御説明いたします。

215ページをお願いいたします。

10(款)保険料は、6億5,179万3,000円で、前年度比2,314万7,000円の増額でございます。

主なものといたしまして、介護給付費及び地域支援事業費の財源割合により算出した特別徴収保険料保険給付5億5,131万8,000円などを計上するものでございます。

20(款)国庫支出金は、11億1,949万3,000円で、前年度比2,784万3,000円の増額でございます。主なものといたしまして、介護給付費及び地域支援事業費の国の負担割合により算出した介護給付費負担金6億7,963万8,000円などを計上するものでございます。

25(款)支払基金交付金は、10億5,730万8,000円で、前年度比101万5,000円の増額でございます。主なものといたしまして、介護給付費及び地域支援事業費の支払基金の負担割合により算出した介護給付費交付金10億2,640万6,000円などを計上するものでございます。

30(款)県支出金は、5億8,690万2,000円で、前年度比4万5,000円の減額でございます。主なものといたしまして、介護給付費及び地域支援事業費の県の負担割合により算出した介護給付費負担金5億5,584万8,000円などを計上するものでございます。

45(款)繰入金は、6億3,551万1,000円で、前年度比4,771万5,000円の減額でございます。主なものといたしまして、介護給付費及び地域支援事業費の市の負担割合により算出した介護給付費繰入金4億7,518万8,000円などを計上するものでございます。

60(款)諸収入は、2,388万5,000円で、前年度比75万3,000円の減額でございます。主なものといたしまして、予防給付総合事業ケアプラン作成料2,372万4,000円などを計上するものでございます。

歳出の主なものについて御説明いたします。

216ページをお願いいたします。

10(款)総務費は、6,920万1,000円で、前年度比91万8,000円の増額でございます。主なものといたしまして、介護保険認定審査会事業に係る天草広域連合への負担金1,028万5,000円、主治医意見書作成料1,009万8,000円、地域支援事業介護予防プラン作成委託料233万8,000円などを計上するものでございます。

15(款)保険給付費は、38億150万4,000円で、前年度比709万8,000円の増額でございます。主なものといたしまして、居宅介護サービス給付費10億3,454万5,000円、施設介護サービス給付費14億5,054万4,000円、地域密着型介護サービス費7億8,607万2,000円などを計上するものでございます。

35(款)諸支出金は、222万3,000円で、前年度比31万8,000円の減額でございます。主なものといたしまして、過年度納付金の過年度納付分の介護保険料還付金218万1,000円などを計上するものでございます。

45(款)地域支援事業費は、2億146万1,000円で、前年度比421万3,000円の減額でございます。主なものといたしまして、総合事業サービス給付費1億11万1,000円、在宅高齢者安心生活支援事業委託料766万3,000円、生活支援コーディネーター委託料1,902万円などを計上するものでございます。

以上が、令和5年度上天草市介護保険特別会計予算の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（桑原 千知君） ここで、昼食のため休憩します。なお、再開は、午後1時といたします。

休憩 午前12時07分

再開 午後 1時00分

○議長（桑原 千知君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第23号を、市民生活部長。

○市民生活部長（水野 博之君） よろしく願いいたします。

議案書32ページをお願いいたします。

議案第23号、令和5年度上天草市斎場特別会計予算について御説明いたします。

予算書236ページをお願いいたします。

第1条にありますとおり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,516万1,000円と定めるものでございます。

歳入について御説明いたします。

240ページをお願いいたします。

10（款）使用料及び手数料は863万4,000円で、前年度比44万1,000円の増額でございます。こちらは、昨年度の実績をもとに斎場使用料を計上するものでございます。

15（款）財産収入は、6万9,000円で前年度と同額でございます。こちらは、斎場基金利子、自動販売機設置等の財産貸付け収入を計上するものでございます。

20（款）繰入金は、3,645万7,000円で、前年度比199万8,000円の増額でございます。こちらは、一般会計からの繰入金を計上するものでございます。

歳出の主なものについて御説明いたします。

241ページを御覧ください。

10（款）総務費は、2,730万3,000円で、前年度比249万円の増額でございます。こちらは、斎場の管理運営を令和3年度から業務委託により運営を行っておりますが、令和6年度から指定管理者制度により運営を行うものとして、指定管理者選定委員会委員報酬4万円と費用弁償4万1,000円を新規で計上しております。また、斎場の安定した運営管理を行うため、火葬炉の燃料費472万4,000円、火葬炉セラミック張替等の修繕費320万8,000円、斎場管理業務委託料1,485万円及び火葬設備保守点検委託料133万1,000円を計上しているところでございます。

15（款）公債費は、1,755万7,000円で、前年度比5万1,000円の減額でございます。こちらは、斎場特別会計において借り入れた地方債の元金及び利子の償還金を計上しているところでございます。

以上が、令和5年度上天草市斎場特別会計予算の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（桑原 千知君） 次に、議案第24号を経済振興部長。

○経済振興部長（山本 一洋君） 議案書33ページをお願いいたします。

議案第24号、令和5年度上天草市天草四郎ミュージアム特別会計予算について御説明いたします。

予算書247ページを御覧ください。

第1条にありますとおり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,827万2,000円と定めるものでございます。

歳入の主なものについて御説明いたします。

251ページをお願いいたします。

10（款）事業収入1,866万3,000円で入館料でございます。

35（款）繰入金は、892万円で、前年度比453万4,000円の増額でございます。こちらは、一般会計からの繰入金を計上するものでございます。

歳出の主なものについて御説明いたします。

252ページをお願いいたします。

10（款）総務費は、2,827万2,000円で、前年度比453万4,000円の増額でございます。主なものといたしましては、アテンダント等の報酬のほか、人件費に1,316万9,000円、新たな取組として、館内デジタル案内システム導入に係る使用料106万1,000円などを計上するものでございます。

以上が、令和5年度上天草市天草四郎ミュージアム特別会計予算の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（桑原 千知君） 次に、議案第25号を健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱崎 裕慈君） よろしくお願いいたします。

議案書34ページをお願いいたします。

議案第25号、令和5年度上天草市後期高齢者医療特別会計予算について御説明いたします。

予算書261ページをお願いいたします。

第1条にありますとおり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,029万円と定めるもの
でございます。

歳入の主なものについて御説明いたします。

265ページをお願いいたします。

10(款)後期高齢者医療保険料は、3億1,028万3,000円で、前年度比2,435万7,000円の減額
でございます。こちらは、現年度分普通徴収保険料の減額に伴うもので、熊本県後期高齢者医療
広域連合の保険料負担金の算出により減額するものでございます。

25(款)繰入金は、1億7,031万2,000円で、保険基盤安定繰入金の減額により、前年度比
1,730万4,000円の減額でございます。

35(款)諸収入は、959万5,000円で、前年度比613万8,000円の増額でございます。こちらは、
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業が令和5年度から始まることに伴い、熊本県後期
高齢者医療広域連合からの受託事業収入を増額するものでございます。

歳出の主なものについて御説明いたします。

266ページをお願いいたします。

10(款)総務費は、447万2,000円で、前年度比159万3,000円の減額でございます。主なもの
といたしまして、保険証更新に係る郵便料388万5,000円などを計上するものでございます。

15(款)後期高齢者医療広域連合納付金は、4億7,395万7,000円で、前年度比4,074万2,000
円の減額でございます。内容といたしまして、保険料等負担金3億1,015万4,000円、保険基盤安
定負担金1億6,380万3,000円を計上するものでございます。

20(款)保健事業費は、824万9,000円で、前年度比672万4,000円の増額でございます。こち
らは、令和5年度から始まる高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業に係る経費を増額す
るものでございます。

25(款)諸支出金は、345万8,000円で、前年度比3万1,000円の増額でございます。主なもの
といたしまして、保険料過誤納還付金342万7,000円などを計上するものでございます。

以上が、令和5年度上天草市後期高齢者医療特別会計予算の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定によ
り、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長(桑原 千知君) 次に、議案第26号を総務部長。

○総務部長(山下 正君) よろしくをお願いいたします。

議案書35ページをお願いいたします。

議案第26号、令和5年度上天草市電気事業特別会計予算を別冊のとおり定めるものでござい
ます。

予算書276ページをお願いいたします。

第1条にありますとおり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,700万4,000円と定めるものでございます。

歳入について御説明いたします。

280ページを御覧ください。

10(款)事業収入は、4,700万4,000円で、前年度比24万5,000円の減額でございます。こちらは、売電収入を計上するものでございます。

歳出について御説明いたします。

281ページをお願いいたします。

10(款)総務費は、3,981万2,000円で、前年度比35万2,000円の減額でございます。こちらは、光熱水費、リース料及び消費税として計上するものでございます。

50(款)予備費は、719万2,000円で、前年度比10万7,000円の増額でございます。

以上が、令和5年度上天草市電気事業特別会計予算の概要でございます。

提案理由といたしまして、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長(桑原 千知君) 次に、議案第27号を水道局長。

○水道局長(桑原 成明君) よろしく申し上げます。

議案書36ページをお願いいたします。

議案第27号、令和5年度上天草市水道事業会計予算を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書1ページをお願いいたします。

第1条は、令和5年度上天草市水道事業会計の予算を次のとおり定めるものでございます。第2条は、業務の予定量を定めるもので、給水件数1万1,487件、年間総給水量221万5,371立米、1日平均給水量6,070立米でございます。

主な建設改良事業は、水道施設等耐震化事業1億1,160万8,000円、送配水管整備改良事業5,390万、水道施設機械及び装置購入費2,015万9,000円を予定しているところでございます。第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるものでございます。収入につきましては、第1款、水道事業収益は、10億2,216万4,000円で、内訳については記載のとおりでございます。

支出については、第1款、水道事業費用は、10億2,216万4,000円で、内容につきましては記載のとおりでございます。

2ページをお願いいたします。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めるものでございます。

収入につきましては、第1款、資本的収入は1億6,547万3,000円で、内訳については記載のとおりでございます。

支出につきましては、第1款、資本的支出は6億8,274万3,000円で、内訳については記載のと

おりでございます。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5億1,727万円は、過年度損益勘定留保資金4億9,858万3,000円、当年度分消費税及び消費税資本的収支調整額1,868万7,000円で補填するものでございます。第5条は、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めるもので、限度額を517万6,000円と定めるものでございます。第6条は、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるもので、限度額を1億2,940万円と定めるものでございます。

3ページをお願いいたします。

第7条は、一時借入金の限度額を5億円と定めるものでございます。第8条は、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業費用及び営業外費用の間の流用と定めるものでございます。第9条は、議会の議決を経なければ流用することが出来ない費用で、職員給与費9,604万6,000円、公債費1万円と定めるものでございます。第10条は、水道事業会計の経営基盤確立のため、一般会計から補助を受ける金額を1億5,596万3,000円と定めるものでございます。第11条は、棚卸資産の購入限度額を1,500万円と定めるものでございます。

以上が、令和5年度上天草市水道事業会計予算の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（桑原 千知君） 次に、議案第28号を建設部長。

○建設部長（岩永 裕一君） よろしくお願いいたします。

議案書37ページをお願いいたします。

議案第28号、令和5年度上天草市下水道事業会計予算を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の1ページをお願いいたします。

第1条は、令和5年度上天草市下水道事業会計の予算を、次のとおり定めるものでございます。第2条は、業務の予定量を定めるもので、処理戸数1,540件、年間総処理水量55万4,766立米、1日平均処理水量1,519立米でございます。主要な建設改良事業としましては、管路施設建設改良費2,879万1,000円、処理場施設建設改良費1億800万を予定しております。第3条は、収益的収支の予算額を次のとおり定めるものでございます。収入につきましては、第1款、下水道事業収益は、2億8,800万1,000円で、内訳は記載のとおりでございます。

支出につきましては、第1款、下水道事業費用は2億5,620万6,000円で、内訳は記載のとおりでございます。

2ページをお願いいたします。

第4条は、資本的収支の予定額を次のとおり定めるものでございます。

収入につきましては、第1款、資本的収入は232万5,000円で、内訳は記載のとおりございま

す。支出につきましては、第1款、資本的支出は3億575万3,000円で、内訳は記載のとおりでございます。なお、資本的収入額は資本的支出額に対し不足する額1億542万8,000円は、当該年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,250万3,000円、当年度分損益勘定留保資金7,363万3,000円、利益剰余金処分額1,929万2,000円で補填するものでございます。第5条は、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるもので、限度額を1億1,290万と定めるものでございます。

3ページをお願いいたします。

第6条は、一時借入金の限度額を2億円と定めるものでございます。第7条は、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業費用及び営業外費用の間の流用、（消費税及び地方消費税に限る）と定めるものでございます。第8条は、議会の議決を経なければ流用することの出来ない経費で、職員給与1,632万5,000円と定めるものでございます。第9条は、下水道事業会計の経営基盤確立のため一般会計から補助を受ける金額を1億7,061万3,000円と定めるものでございます。第10条は、繰越利益剰余金のうち1,929万2,000円を資本的収支不足額に対する補填財源として処分することを定めるものでございます。

以上が、令和5年度上天草市下水道事業会計予算の概要でございます。

提案理由といたしまして、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（桑原 千知君） 次に、議案第29号を病院事務部長。

○病院事務部長（須崎 朝幸君） よろしく申し上げます。

議案書38ページをお願いいたします。

議案第29号、令和5年度上天草市立上天草総合病院事業会計予算について御説明いたします。別冊予算書の1ページをお願いいたします。

第1条、令和5年度上天草市立上天草総合病院事業会計の予算は、次に定めるものでございます。第2条、業務の予定量は、病院では、病床数195床、そのうち療養病床が46床でございます。年間患者数は、入院では6万955人で、病床利用率85.6%を予定しております。外来では、医科で11万3,740人、歯科で3,146人を予定しております。一日平均患者数に換算いたしますと、入院は167人、外来では、医科で470人、歯科で13人を予定しております。

主要な建設改良工事は、施設整備費及び機械及び備品購入費として1億619万9,000円を予定しております。内訳は、自動火災報知設備中継器等の取替工事及び18件の医療機器入替え等によるものでございます。

附帯施設の業務予定量は、看護学校は、学生数の定員が1学年40人で、合計120人でございます。健康管理センターは、特定健診受診者数1万8,925人、人間ドック数57人、事業

所健診等受診者数1,460人を予定しております。訪問看護ステーションは、医療訪問件数432人、介護訪問件数3,780人の合計4,212人を予定しております。介護老人保健施設は、入所者数1万7,155人、1日平均47人、利用率に換算しますと94%を予定しております。通所者数は1万2,090人、1日平均39人を予定しております。居宅介護支援センターは、介護予防計画数792件を予定しております。教良木診療所は、外来患者数2,178人、1日平均9人を予定しております。

2ページをお願いいたします。

第3条、収益的収入及び支出につきまして御説明いたします。

収入につきましては、収入第1款、病院事業収益38億8,893万8,000円で、前年度と比較して3,838万6,000円の増額です。内訳は記載のとおりでございます。

支出につきましては、支出第1款、病院事業費用38億8,893万8,000円で、前年度と比較して3,838万6,000円の増額です。内訳は記載のとおりでございます。

3ページをお願いいたします。

第4条、資本的収入及び支出について御説明いたします。

収入につきましては、収入第1款、資本的収入1億7,431万9,000円で、前年度と比較しまして2,785万8,000円の減額となっております。内訳は記載のとおりでございます。

支出につきましては、支出第1款、資本的支出3億617万8,000円で、前年度と比較しまして3,689万8,000円の減額となっております。内訳は記載のとおりでございます。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億3,185万9,000円は、当年度消費税資本的収支調整額878万6,000円、当年度損益勘定留保資金1億2,307万3,000円での補填を見込んでおります。第5条は、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めたものでございます。限度額は1億320万円と定めるものでございます。

4ページをお願いいたします。

第6条は、一時借入金の限度額を8億円と定めるものでございます。第7条は、各項間における給与費の流用を定めるものでございます。第8条は、議会の議決を経なければ、それ以外の経費に流用することの出来ない経費といたしまして、給与費25億4,293万4,000円、公債費80万円と定めるものでございます。第9条は、一般会計からの負担金及び補助金の総額を2億8,179万9,000円と定めるものでございます。第10条、棚卸資産の購入限度額は2億8,408万4,000円と定めるものでございます。第11条、重要な資産の取得につきましては、取得する資産のうち2,000万以上の資産として、生化学免疫自動分析システムを整備するものでございます。

以上が、令和5年度上天草市立上天草総合病院事業会計予算の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（桑原 千知君） 次に、議案第30号を建設部長。

○建設部長（岩永 裕一君） よろしく願いいたします。

議案書39ページをお願いいたします。併せて説明資料33ページをお願いいたします。

議案第30号、市道路線の廃止及び認定について御説明いたします。

提案理由といたしましては、熊本県が龍ヶ岳町大道地区望薩峠において実施している一般国道266号道路改良工事に伴い生じた旧道区間について、現在市道認定を受けている市道大平瀬子浦線を廃止し、新たに熊本県から旧道区間を引継ぎ、当該廃止路線と一体的に管理するため、新たに市道として路線を認定するものでございます。認定路線の路線名は、市道大平赤碓線とします。当該路線につきましては、上天草市市道路線の認定及び廃止に関する要綱に規定する路線の設定条件を全て満たしており、市道として管理することが適当であると判断したため、先に熊本県との間で旧道引継ぎに関する覚書を取り交わしたものでございます。

市道路線の認定につきましては、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（桑原 千知君） 次に、議案第31号を教育部長。

○教育部長（赤瀬 耕作君） よろしく願いいたします。

議案書40ページをお願いいたします。併せて説明資料35ページをお願いいたします。

議案第31号、財産の取得について御説明いたします。

この議案は、天草四郎公園を整備するに当たり、公園内に設置する遊具を整備するため財産を取得するものでございます。取得する財産は、物品であるワイドグリップサンド滑り台ほか9台の遊具でございます。取得の相手方は、熊本市北区室園町10番68号、株式会社インヌキで、取得金額は2,827万円でございます。

提案理由といたしましては、財産を取得するには、上天草市議会議決に付する契約及び財産の取得、または、処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（桑原 千知君） 次に、議案第32号及び議案第33号の2件を総務部長。

○総務部長（山下 正君） よろしく願いいたします。

議案書41ページをお願いいたします。

議案第32号、和解について御説明いたします。

この議案は、現在熊本地方裁判所で上天草総合病院の前事業管理者である蓮尾友伸氏と本市との間で係争中の同裁判所令和2年行ウ第8号、罷免処分取消し等請求事件について、本年1月31日付けで、同裁判所から和解勧告が出されたことから、これを受け入れ、和解することとするものでございます。

事案の概要といたしましては、まず、令和元年から令和2年の初頭にかけて、同氏の事業管理者としての質が問われる様々な行為を総合的に勘案して、その適格性がないと判断し、令和2年2月10日付けで罷免処分を行いました。これに対し、同氏から、同年4月7日付けで、罷免処分の取消しや慰謝料、謝罪広告、減額分報酬などを求めた提訴がなされ、これまで約3年間、口頭弁論や弁論準備手続が開かれてきました。そうした中、この度、裁判所から和解勧告が出され、本市の訴訟代理人弁護士と協議を行い、これを受け入れることが適当であるとの判断に至ったところでございます。なお、和解事項につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

提案理由といたしましては、裁判所の和解勧告に基づく和解をするには、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

次に、議案書43ページをお願いいたします。併せて説明資料37ページをお願いいたします。

議案第33号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について御説明いたします。この議案は、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の一つである交通災害見舞金に関する事務について、令和5年6月30日をもって、玉名市が脱退することに伴い、当該組合の共同処理する事務を変更するとともに、熊本県市町村総合事務組合規約の一部を変更するものでございます。なお、この規約は、令和5年7月1日から施行することとしております。

提案理由といたしましては、一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

日程第37 同意第 1号 上天草市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第38 同意第 2号 上天草市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第39 同意第 3号 上天草市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第40 同意第 4号 上天草市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第41 同意第 5号 上天草市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第42 同意第 6号 上天草市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

いて

日程第 4 3 同意第 7 号 上天草市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 4 4 同意第 8 号 上天草市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 4 5 同意第 9 号 上天草市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 4 6 同意第 1 0 号 上天草市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 4 7 同意第 1 1 号 上天草市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（桑原 千知君） 次に、日程第 3 7、同意第 1 号から、日程第 4 7、同意第 1 1 号までの以上 1 1 件を一括議題といたします。提案理由及び議案内容の説明を求めます。

堀江市長。

○市長（堀江 隆臣君） 議案書 4 4 ページから 5 4 ページまでをお願いいたします。併せて委員等の同意等議案に関する資料 1 ページから 1 1 ページまでをお願いいたします。

同意第 1 号から同意第 1 1 号までの上天草市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて御説明いたします。

現在の農業委員会の委員の任期が、令和 5 年 3 月 3 0 日をもって満了することに伴い、次期委員を任命するため、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。今回の委員の候補者の選定に当たっては、農業委員会等に関する法律第 9 条第 1 項の規定により、広く推薦を求めるとともに、募集を行い、上天草市農業委員候補者評価委員会における評価結果を踏まえ、次の 1 1 人の方について、いずれも地域の信頼が厚く、農業に対する高い識見を備えておられることから、農業委員会の委員として適任と判断し選定いたしました。

同意を求める者の氏名は、議案 4 4 ページ、同意第 1 号、氏名 山口勝喜。

議案書 4 5 ページ、同意第 2 号、氏名、磯田清俊。

議案書 4 6 ページ、同意第 3 号、氏名、岩崎國重。

議案書 4 7 ページ、同意第 4 号、氏名、松岡健二郎。

議案書 4 8 ページ、同意第 5 号、氏名、源義通。

議案書 4 9 ページ、同意第 6 号、氏名、松本光義。

議案書 5 0 ページ、同意第 7 号、氏名、蓮田治住。

議案書 5 1 ページ、同意第 8 号、氏名、水野武晴。

議案書 5 2 ページ、同意第 9 号、氏名、吉本均。

議案書 5 3 ページ、同意第 1 0 号、氏名、岩本俊治。

議案書 5 4 ページ、同意第 1 1 号、氏名、濱崎顯爾の 1 1 人の住所、生年月日、経歴等につきましては、議案書及び別紙資料に記載のとおりでございます。なお、任期は、令和 5 年 3 月 3 1 日から令和 8 年 3 月 3 0 日までの 3 年間でございます。

提案理由につきましては、農業委員会委員の任命については、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を得る必要があります。

これが、議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

日程第 4 8 報告第 1 号 専決処分の報告について【工事請負契約の変更について】

日程第 4 9 報告第 2 号 専決処分の報告について【工事請負契約の変更について】

日程第 5 0 報告第 3 号 専決処分の報告について【工事請負契約の変更について】

日程第 5 1 報告第 4 号 専決処分の報告について【工事請負契約の変更について】

○議長（桑原 千知君） 日程第 4 8、報告第 1 号から、日程第 5 1、報告第 4 号を行います。

執行部から報告内容の説明を求めます。

報告第 1 号から報告第 4 号までを一括して、教育部長。

○教育部長（赤瀬 耕作君） よろしくお願いいたします。

議案書 5 5 ページをお願いいたします。併せて説明資料 3 8 ページをお願いいたします。

報告第 1 号、専決処分の報告について御説明いたします。

工事請負契約の変更について、地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分しましたので、同条第 2 項の規定により報告いたします。

専決第 1 号、工事請負契約の変更についてにつきましては、令和 4 年第 4 回上天草市議会定例会において議決され、令和 4 年 1 1 月 8 付けで変更について専決処分し、令和 4 年第 8 回上天草市議会定例会において変更について議決された上小学校屋内運動場大規模改修工事請負契約のうち、契約金額 2 億 2 5 万 2, 9 4 7 円を 8 6 9 万 4, 9 2 4 円増額しまして、2 億 8 9 4 万 7, 8 7 1 円に変更したものでございます。

変更の主な内容につきましては、バスケットゴールやステージ天井の鉄骨工事に関するもので、バスケットゴールにつきましては、既存のものが構造部材である鉄骨に設置されておらず、耐震性に不安があることから、構造部材に設置するための構成下地の設置を追加しております。また、ステージ天井につきましては、5 メートルほど高さのある母屋からつり下げられており、ブレ止め等も設置されておらず、耐震性が劣ることから、ステージ天井部に鋼材を棚上に設置するため下地の設置を追加したものでございます。

以上で、報告を終わります。

次に、議案書 5 6 ページをお願いいたします。併せて説明資料 4 4 ページをお願いいたします。

報告第2号、専決処分の報告について御説明いたします。

工事請負契約の変更について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告いたします。

専決第2号、工事請負契約の変更についてにつきましては、令和4年第4回上天草市議会定例会において議決され、令和4年第8回上天草市議会定例会において変更について議決された中北小学校屋内運動場大規模改修工事請負契約のうち、契約金額2億614万円を1,551万9,287円増額しまして、2億2,165万9,287円に変更したものでございます。

変更の主な内容につきましては、屋外及び内装の改修に関するもので、外壁につきましては、当初、モルタル刷毛引きを計画しておりましたが、既存のモルタルを撤去したところ、躯体の仕上がりにムラがあり、均一なモルタルの施工が出来ず、品質が劣ることから、軽量で施工性もよく安全性にもすぐれているサイディング材の張りつけに変更しております。内装につきましては、館内の壁及びステージの床について、当初、塗装の塗り替えのみを予定していましたが、雨漏りや経年劣化の影響により、既存材料の状態が悪く、シロアリの被害等も確認されたことから、壁及び床材の張り替えを追加したものでございます。

以上で、報告を終わります。

次に、議案書57ページをお願いいたします。併せて説明資料51から55ページをお願いいたします。

報告第3号、専決処分の報告について御説明いたします。

工事請負契約の変更について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分しましたので、同条第2項の規定により御報告いたします。

専決第3号、工事請負契約の変更についてにつきましては、令和3年第6回上天草市議会定例会において議決された（仮称）新大矢野図書館整備工事建築請負契約のうち、契約金額7億6,780万を1,118万5,313円増額しまして、7億7,898万5,313円に変更したものでございます。主な変更内容につきましては、エントランス前のアプローチ部分について、駐輪場の車輪止めを設置する際、その他工事で予定していたタイル張りを本工事に追加しました。また、建築確認申請時に、開架スペースの木部を準不燃化するよう指摘があったため、天井部に準不燃化塗料の施工を追加したことのほか、書架等を追加したことでございます。

以上で、報告を終わります。

次に、議案書58ページをお願いいたします。併せて説明資料56ページから59ページをお願いいたします。

報告第4号、専決処分の報告について御説明いたします。

工事請負契約の変更について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告いたします。

専決第4号、工事請負契約の変更についてにつきましては、令和4年第1回上天草市議会臨時議会において議決された（仮称）新大矢野図書館整備工事機械設備請負契約のうち、契約金額が

1億5,136万円を294万6,591円増額しまして、1億5,430万6,591円に変更したものでございます。変更の主な内容につきましては、排水設備に関するもので、建築本体及びブリッジの施工後に浄化槽の吊り込みが行えないため、設置位置の変更を行いました。また、空調に関するもので、収蔵室においてダクトタイプのエアコンが天井内スペースの機器等と緩衝することからビルトインタイプへ変更したことや、換気設備工事の開架スペースに設置するサーキュレーションを天吊り型から天井埋め込み型へ変更したこと等でございます。

以上で、報告を終わります。

○議長（桑原 千知君） 以上で、執行部からの説明報告は終わりましたが、先ほど、一つ追加をということで、皆さん方に御報告申し上げます。

先ほど、新宅議員から辞職願が提出されました。これを受け、地方自治法第126条により、会議に諮る必要があることから、議会運営委員会のため、暫時休憩をいたします。しばらくお待ちください。

休憩 午後 1時40分

再開 午後 2時00分

○議長（桑原 千知君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

先ほど申しましたとおり、新宅靖司議員から辞職願が提出されました。これを受け、地方自治法第126条により、新宅靖司君の議員辞職の件を日程に追加し、追加日程第1とし、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。

したがって、新宅靖司君の議員辞職の件を、追加日程第1とし、直ちに議題とすることに決定しました。

○議長（桑原 千知君） 追加日程第1、新宅靖司君の議員辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、新宅靖司君の退場を求めます。

【新宅靖司議員退場】

職員に辞職願を朗読させます。

議会事務局長。

○議会事務局長（山川 康興君） 辞職願、今般、一身上の都合により議員を辞職したいから許可されるようお願い出ます。上天草市議会議員、新宅靖司。

上天草市議会議長、桑原千知殿。令和5年2月24日。

以上でございます。

○議長（桑原 千知君） お諮りいたします。新宅靖司君の議員の辞職を許可することに御異議

ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桑原 千知君） 異議なしと認めます。

したがって、新宅靖司君の議員の辞職を許可することに決定しました。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時03分

再開 午後 2時54分

○議長（桑原 千知君） 新宅靖司議員が辞職されたことを受け、天草広域連合規約第8条第4項により、天草広域連合議員の選挙を追加日程第2として追加し、日程第1とし、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。

したがって、天草広域連合議員の選挙を直ちに議題とすることに決定しました。

○議長（桑原 千知君） 追加日程第1、天草広域連合議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選にすることに決定しました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

天草広域連合議員には、桑原千知君を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました桑原千知君を天草広域連合議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました桑原千知君を当選人と決定しました。

ただいま当選された本人が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

以上で、本日の日程は全部終了しました。明日 25 日から 3 月 5 日までは、議案研究のため休会し、次の本会議は、3 月 6 日の午前 10 時から、議案質疑及び委員会付託となっております。なお、質疑をされる方は、2 月 27 日の正午までに通告書の提出をお願いいたします。また、一般質問をされる方は、2 月 28 日の正午までに通告書の提出をお願いします。

本日は、これにて散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午後 2 時 56 分